

## 平成30年第6回鮫川村議会定例会会議録目次

### 第1号（12月11日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣言	3
開議の宣言	3
議事日程の報告	3
諸般の報告	3
村長挨拶	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
一般質問	5
北 條 利 雄 君	5
堀 川 照 夫 君	21
前 田 武 久 君	26
遠 藤 貴 人 君	39
関 根 政 雄 君	49
議案第87号～議案第94号の上程、説明	58
議案第95号の上程、説明	64
議員派遣について	65
散会の宣告	66

### 第2号（12月13日）

議事日程	67
本日の会議に付した事件	67

出席議員	6 8
欠席議員	6 8
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 8
職務のため出席した者の職氏名	6 8
開議の宣告	6 9
議事日程の報告	6 9
議案第 8 7 号～議案第 9 4 号の質疑、討論、採決	6 9
議案第 9 5 号の質疑、討論、採決	7 6
選挙第 1 号 鮫川村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	7 7
閉会中の継続審査申し出について	7 8
閉会の宣告	7 8
署名議員	8 1

第 6 回 定 例 村 議 会

( 第 1 号 )

## 平成30年第6回鮫川村議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成30年12月11日(火曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

日程第 4 議案第87号 平成30年度鮫川村一般会計補正予算(第5号)

提案理由の説明

日程第 5 議案第88号 平成30年度鮫川村国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)

提案理由の説明

日程第 6 議案第89号 平成30年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

提案理由の説明

日程第 7 議案第90号 平成30年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算(第2号)

提案理由の説明

日程第 8 議案第91号 平成30年度鮫川村介護保険特別会計補正予算(第2号)

提案理由の説明

日程第 9 議案第92号 平成30年度鮫川村交流施設特別会計補正予算(第2号)

提案理由の説明

日程第10 議案第93号 平成30年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算(第3号)

提案理由の説明

日程第11 議案第94号 平成30年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

提案理由の説明

日程第12 議案第95号 福島県市町村総合事務組合規約の変更について

提案理由の説明

日程第13 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（9名）

1番	遠藤貴人君	2番	堀川照夫君
3番	北條利雄君	5番	関根英也君
7番	前田雅秀君	8番	関根政雄君
9番	前田武久君	10番	宗田雅之君
11番	星一彌君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂勝弘君	副村長	白坂利幸君
教育長	奥貫洋君	総務課長	石井哲君
住民福祉課長	鏑木重正君	農林商工課 兼任農業 委員局長	渡邊敬君
地域整備課長	鈴木守弘君	教育課長	斉藤利己君

---

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	古舘甚子	書記	矢吹かおり
------	------	----	-------

---

◎開会の宣告

○議長（星 一彌君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9人です。定足数に達していますので、ただいまから平成30年第6回鮫川村議会定例会を開会します。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

---

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎諸般の報告

○議長（星 一彌君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

○事務局長（古舘甚子） 諸般の報告をいたします。

本議会に村長及び教育委員会教育長、農業委員会事務局長に出席を求めました。

受理しました要望書は、配付してあります請願・陳情等文書表のとおりです。

村監査委員より例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しを配付してあります。

次に、出張関係であります。

お手元に配付しました報告書に概要を記載してありますので、これをもって報告といたします。

以上であります。

○議長（星 一彌君） これで諸般の報告は終わります。

---

◎村長挨拶

○議長（星 一彌君） 村長から発言の申し出がありました。これを許します。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 皆さん、おはようございます。

平成30年の第6回の鮫川村の議会定例会の開催に当たりまして、全議員ご出席のもとに議案のご審議をいただきますことを厚く御礼を申し上げます。

10月から11月にかけては、うまいもの祭りやふくしま駅伝、そして、鮫川の食を楽しむ会、学校行事、地域行事と多くの行事がありました。村民の皆様方の協力、そしてご活躍に敬意を表しますとともに、議員皆様にも多数のご出席をいただきまして、ありがとうございました。感謝を申し上げるところであります。

さて、ことしの梅雨時期は雨量が少なく、全国的には記録的な猛暑と豪雨災害等に見舞われました地域もありましたが、本村では、水稻の植えつけ時期には適度な雨量もあって、順調に作付も完了しました。その後、大きな災害にも遭わずに、比較的順調に生育をしておりました。9月以降は、晴天が続かずに収穫作業はおくれぎみではありましたが、収量、品質ともに平年以上を確保できましたことは喜ばしい限りであります。

さて、今定例会でご審議いただく議案についてであります。補正予算に係る議案が平成30年度の一般会計補正予算と7つの特別会計の補正予算、合わせまして8議案、福島県市町村の総合事務組合理約の変更についての1議案の合計9つの議案であります。

ご提案しました議案につきましては、十分ご審議をいただき、原案にご賛同賜りますようお願いを申し上げ、ご挨拶といたします。

○議長（星 一彌君） これで村長の発言が終わりました。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（星 一彌君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は鮫川村議会会議規則第120条の規定によって、

9番 前田 武久 君 及び

10番 宗田 雅之 君

を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（星 一彌君） 日程第2、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり、議会運営委員会が開かれておりま

す。その結果について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 去る12月3日午後3時より、議会運営委員会を開催し、平成30年第6回鮫川村議会定例議会の運営について協議をいたしましたので、その結果についてご報告をいたします。

本定例会に提出されます案件は、平成30年度補正予算8件、規約の変更1件、議員派遣1件、合わせて10件となります。このほか議長宛ての要望書2件を受け取りましたが、鮫川村議会運営基準130の規定により、その写しを議員に配付することといたしました。

次に、一般質問ですが、5名の通告がありました。いずれも通告どおり質問を許可すべきものと認めております。

会期につきましては、本日12月11日から12月13日までの3日間とし、日程についてはお手元に配付してあります日程表のとおりであります。

この会期、日程等にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げます。報告といたします。

○議長（星 一彌君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から12月13日までの3日間と決定いたしました。

---

◎一般質問

○議長（星 一彌君） 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

---

◇ 北 條 利 雄 君

○議長（星 一彌君） 3番、北條利雄君。

〔3番 北條利雄君 登壇〕

○3番（北條利雄君） 3番、北條でございます。私は今般の定例会におきまして、通告どおり3点のご質問をさせていただきます。

まず、質問の第1点でございますが、認可地縁団体となり得る団体組織の現状と支援策についてであります。

行政区・農事組合・納税組合など、過去の長い間において権利能力なき社団と位置づけられ、団体名義では不動産登記ができない状態であったため、所有の不動産の登記に際しては、やむなくその時代の代表者名義で行っている事例が多く見受けられます。これらの個人名義の登記は、この名義人が転居や死亡することが起こり得るため、名義変更や相続登記の関係でさまざまなトラブルが生じ、長い間深刻な問題となっておりました。これらに対処するため、平成3年4月に地方自治法が改正され、行政区などが村長の認可を得て法人格を得ることにより、団体名義で不動産登記などができるようになりました。この認可を受けた地縁による団体が認可地縁団体となります。

そもそも認可地縁団体が創設された目的は、権利能力なき社団法人に権利、義務を持たせ、不動産の登記名義人となることができることを目的としたものであります。本村の一般的に称される団体組織では、行政区・農事組合・納税組合などが該当すると思われまます。村民の地域生活に関するあらゆる活動を引き受けております。これらの団体組織は、行政の末端組織としての機能を十分に果たしてもおります。

さらに、団体組織は、生活基盤である地域集会所の土地や建物、山林などを所有しており、今でも時の代表者名義を引き継ぎ、不動産登記も相続する親族名義で登記を繰り返している現状が見受けられます。これらを解消すべく行政の認可地縁団体の活用、積極的な広報や手続支援にかかわる必要があると思われまます。本村の認可地縁団体となり得る団体組織の不動産所有の現状と支援策をお伺いいたします。

1つは、本村の行政区・農事組合・納税組合など、既存組織の数、認可地縁団体の団体別現数、これら団体が所有する集会所現数と固定資産税を減免している団体別現数の内訳について、これについては事前に資料をご提示願ったところですが、ご提示いただきました。ありがとうございます。

2つ目は、認可地縁団体として、その認可を受けるための要件は、本村の条例や施行規則に定められておりますが、過去の認可地縁団体に関する村民と既存組織への利活用の周知、広報の有無について。

3つ目は、認可地縁団体の不動産登記にはさまざまな経費が必要となりますが、手数料や

登録免許税などの財政支援、または登記事務の行政サービスの代執行の支援策について。この3点について、ご答弁をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） 3番、北條利雄議員のまず最初の質問、認可地縁団体となり得る団体組織の現状と支援策についてのご質問にお答えを申し上げます。

ご質問の本村の認可地縁団体となり得る団体組織の不動産所有の現状と支援策であります。まず第1点目の本村の行政区・農事組合・納税組合など、既存の組織数であります。さきにお示ししました資料のとおりであります。行政区が7行政区、農事組合が61組合、納税組合が148組合、一部行政区と重複しますが、地域振興組合が8組合となっております。

次に、これらの団体が所有する集会所の数であります。行政区が5施設、農事組合が27の施設、納税組合が1施設、地域振興組合が4施設と、合わせまして37の施設となっております。また、固定資産税を減免している団体数は34団体となっております。固定資産を有していても免税点以下のものについては、もともと課税されていない団体が7団体把握されております。

第2点目の認可地縁団体に関する村民と既存組織への利活用の周知、広報についてであります。地縁団体には、法人格と付与するための認可制度を導入するため、地方自治法の一部が改正されたのが平成3年4月であり、本村では、条例等の整備がされたのが平成4年9月であります。この制度を活用して団体の認可が行われたのは、次の年の平成5年5月が最初で、4団体が認可地縁団体として登録されておりますので、この前に制度の活用の働きかけがあったはずであります。

私が村長になりまして、平成15年ですが、この制度を利用したのが2団体、これは議員にお示しのとおりであります。25年の3月に1つの農事組合、そして5月に行政区ということで、2つの事案が15年度以降ではあります。そして、今3つ目に青生野地区から、ある一部の地区で、あれは神社の一部を認可地縁団体として組織して管理したいという申し出がありまして、今手続の支援中であります。

3点目の手数料や登録免許税などの財政支援、登記事務の行政サービス等の支援であります。認可申請に関する書類整備等の支援をすることは可能であると思われませんが、手数料、登録免許税は、基本的には当然当事者が負担すべきものであると考えております。

登記事務については、行政書士法、司法書士法に抵触するものであり、行政がすべきもの

ではないと考えておりますので、ご理解をお願いするところであります。もちろん、相談があれば、いつでも丁寧なご指導、相談はさせていただきたいと思っております。

以上で、3番、北條議員の最初の質問のお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） ありがとうございます。今、村長から答弁があったとおり、団体所有集会所が41ある、そのうち行政区と振興組合の重複ということで4団体があるということになります。つまり37団体が集会所、重複を除いて37団体ということになっています。

それで、現在地縁団体として、村が認可しているという団体は7団体ということになります。その7団体のうち行政区が6行政区、それから農事組合が1農事組合ということになっております。これが残りの団体というか集会所のやつは、要するに地縁団体と認可されていないで現在運用されている実態があります。その団体が所有している集会所の登記名義人は、その当時のやはり、私が先ほど言ったとおり、その当時の農事組合長であったり、そういう方の登記名義人で、それを家族が相続を含めて登記を繰り返しているという実態があります。

やはり、こういう問題が過去の集会所からいっても大きな問題であるがために、それを解消するというので、国が自治法で定めて団体が所有できるようにした制度であります。大楽村長が就任して以来、2団体であり、それ以前のものについては7つですから、5団体あります。それ以外は、ほとんど団体名義にされていないで、個人名義でやっているということになります。そうすると、ほとんど鮫川にも集会所施設がこれほどあるのに、まだ地縁団体として認可されていない、そのままの状態になっているということです。

やはり集会所を所有されている農事組合の今の長さんに聞くと、そういう制度があるのかというところが一つ、まずわからない。当然、村の条例とか施行規則には載っております。これは村の条例、規則には載っているんですが、実際、現在農事組合中であつたり、地域の人たちが、そういう制度をまず理解していないし、わからないということが、実態というのがあるわけですね。やはりこれは、これから各集会所のコミュニティ施設を運営する場合に、きちんと後にトラブルが起きないように指導・支援を私はすべきではないかと考えているわけですね。

ですから、まだ認可地縁団体と認定されていなくて、個人名義の施設の長を集めて説明会を開いて、こういう制度があるから、できればその手続をやって登記まで終わるように、やはり一回村としてやるべきだと思うんです。せっかく法律まで改正して自治法まで改正してつくったものを、やはりそのままに昔のまんまのやり方でおくこと自体がちょっと違うんで

はないかと私は思うんです。やはり住民に理解させる説明をする、それから、先ほど村長は、登記とか不動産登録税はその団体が行うべきだということではありますが、それらもあるんですが、その手数料とか免許税は、結構かかるんですね。これらも含めてやるということになれば、当然団体が負担するのか、村が負担するのかということで、できれば村で代理で登記手続までできないのかなという部分で支援していただければ一番いいんですが、それらも含めてちょっと検討いただければと思うんですが。

やはりこういう地縁団体としての認可制度があるということ、ぜひ村で説明会で該当する団体を集めてやっていただきたいと思うんですが、再度村長のご答弁をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まずは、認可地縁団体を知らない人が多いのではないかとこの議員のお話であります、恐らく集会所をつくる時には、そういった相談にはいずれも応じなければ集会所への支援はなかったと思います。ですから皆さんは知っている。

例えば大塩の場合には、土地は借地であります。そして、今の評価額が9万ほどでありますから、20万以下の評価額でありますから非課税であります。何らふだんの生活では困っておりません、借地で。これは農事組合で買う気はさらさらありません。できれば、借地料を払わない算段で土地代などは出たくない、できれば。ということで、毎年土地代、下げろ、下げろと借り主にお願いをしております。借り主も建物は建っている、返してもらっても、余り今は利用勝手もない、だから言うがままに値段も下げられているようであります。気の毒であります。こういったところで、建てた者の勝ちのような感じが、今、大塩ではしております。こういったところで借地の皆さんが多いのではないかと、あるいは共有地の名義になっているところは、北條議員の今言ったように、認可地縁団体になったほうが後々私はいいいのかなという思いもあります。

25年に認可地縁団体として登録が出されたのが1つの行政区であります、これはやはり、そういった問題で土地が区のものだったんですが、名義がなされていなかった。いろいろこの後でトラブルがあったようであります。何か2回に払った、3回に払ったような形になって、今整然と認可地縁団体になり、行政区の財産になったようであります。こういったところで、ケースバイケースで指導していきたいと思っております。

ですから、区の集まり、あるいは広報等で、この認可地縁団体はさらにお知らせをして、何か不都合なことがありましたらばということで、区長を通じて、そういった行政・農事組合単位にもお知らせできるのではないかと考えております。

こういったところで、何かの機会があった折にこの認可地縁団体の広報、あるいは区長様方の集まりに、こういった組織もありますから、支援制度もありますから、そういったことで悩んでいる地区がありましたらということで、図って取り組んでまいりたいと思います。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 今、村長が例に出された大塩の場合は、賃貸ということでやっているということで、納得しながら土地所有者は個人で、あくまで個人で農事組合名義にされていないということなんです。

そのほかの団体で私は幾つか聞いたんですが、実際は、農事組合の所有、団体の所有なんだけれども、個人名義でその当時の組合長の名前をかりてやってきたという例があるんです、実際。今もあります。そういうところはやはり、だんだん代がわりしてくると忘れてたりして、必ずトラブルが生じるんですね。ここの部分をやはり集会所を所有されている団体に理解してもらって、できればやはり団体名義にきちんとやっていって、後々問題が起こらないように手続をぜひやっていただきたいと思うんです。

もう一つお聞きしたいんですが、行政区の中でも1つの行政区が認可地縁団体にされていないというんですが、行政区のことをずっと皆さんも考えてもらおうと、行政区は1行政区に1つでかい行政区があつて、その集会所なんです。青生野は認可地縁団体となっていないというのは、ちょっと逆に不思議に思うんですけれども。何で青生野の行政区は、認可地縁団体になっていないんでしょうか、ちょっともう一度。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 青生野行政区は、この施設を建てるときに地域振興組合という名前で建設したんですね。それで、地域振興組合で建設をして、あと、もちろんこの評価額が20万円を超えていたものですから、減免申請があつたということで理解しております。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） それと、減免団体数もわかりました。当然、村も農事組合が実際利用しているということで、個人名義であっても固定資産税を減免しているんだと思うんです。ただ、それは農事組合が暗黙の、実際は登記は個人名義ですから、基本的には減免対象じゃないはずなんですけれども、やはり地域の集会所だということで、村も固定資産税の減免をしているということなんです、やはりきちんと団体名義にすることが、最初に私は指導して、支援すべきじゃないかなと思うんです。やはりこれらをもう一度村として、きちんと地

縁団体になって団体名義にすべき、そういうことを解消する法律までできているわけですから、もう一度先ほど言ったとおり、いろんな機会を設けて支援をしていただきたいと思います。

それから、当然登記ですからかかるんですね、お金も当然かかります。名義変更も含めて、それから登録免許税ですね。登録免許税は、登記する時点で証紙としてお支払いするわけですが、結構個人がやった場合に取りられるんですね。これ私ちょっと調べたんですが、1筆分、団体がやろうとしても10万を超えるんですね。これらのやつで農事組合の今のどいう運営意識をまた持っているのかもわからないんですが、やっぱりこれらも改めて、逆に登記して金がかかるのであればやらないという話にも、逆になっちゃうような気がするんです。そういうことも含めて村がきちんとそれをして進めれば、村の末端の行政機関であるということを考えれば、村の職員が、村長が職員であることを認めれば、村が登記すれば、逆に言ったら無料でできるということがあるんです。村がいろんな部分で土地を登記する場合に、村が個人から買収する場合も村が当然手続きやりますし、買収者の土地の買いがえというか、そういうことも含めて、そういう手続まで実際村でやっているわけですね。そういうことを考えれば、村の利益になるということは、地域の集会所も含めて、やはり行政がもう少し支援できれば、手数料なり登録免許税がただで支援できるんじゃないかと私は思うんですが、もう一度支援の方策、村長、考え直すことができないか、ちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、先ほど申し上げましたように、登記事務は行政書士法、そして司法書士法に抵触することが考えられると。村の財産ですと、それは村で自分の行政の財産ですから手続しておりますが、村以外のものになりますと、こういった法律の中でやらなければならないと思っております。いろいろそういったことは、それぞれ地域の課題でありますので、皆さんで取り組んでいただければと思っております。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） いずれにしても団体名義に、正式にやはりトラブルが起こらないように、指導なり中身を理解してもらってということが必要なんだと思うんです。それもやはり先ほど村長は、大体そういうものは住民の人が知っているんだと思うと。ほとんど知らないです、はっきり言って。地縁団体そのものがあることも知らないということが事実あります。行政職員は知っていますよ、知っていますけれども。一般の地域の人たちはほとんど知らな

い、何だ、それという話になります。

ですから、今、集会所あるやつできちんと登記しなければならない、農事組合なりについては、もう一度やはり機会を設けて説明をお願いしたい。こういう村には条例もありますよ、規則もありますよということを理解していただいて、こういうことに正式に登記をやってくださいよという指導をぜひお願いしたいと思います。

次に、移りたいと思います。

2点目でございます。2点目は、総合戦略まち・ひと・しごとの重要業績評価指標についてであります。

本村の人口ビジョン・総合戦略には、主要施策として、まち・ひと・しごとに関する13のプロジェクトがございます。さらに、総合戦略の成果や達成度を見るためのK P I、重要業績評価指標が設定され、目標を達成するための課題や取り組みがあり、取り組み後の到達点を定めております。本村では、年度別に主要施策の成果及び予算執行の実績を作成し、公表されております。さらに、本年度9月の議会定例会の一般質問、地域振興と政策手段の見直しについての質疑も行っております。

事業推進には、目標水準に到達しない状況に遭遇することや、さらに事業そのものの計画や体制が適切でない場合などのケースもあり得ます。それらの取り組みの到達点に加えて、事業進行中の点検や適切性、目標水準の妥当性を見定めるとともに、軌道修正を行うべきだと考えております。

事業の点検や軌道修正には、事業ごとのマネジメントサイクル、P D C Aでございますが、これを稼働させて随時の成果と、それから進捗管理による取り組みの改善を行い、活用すべきであります。これらの確立とともに、事業途中においての年度別事業評価シート、システムですが、これを作成して目標水準の検証を行って実効性を高める、そして公表することが重要であります。村の振興計画の推進と総合戦略まち・ひと・しごとの13のプロジェクトを成功させるために、次の点をお伺いいたします。

1つは、事業別のK P I、重要業績評価指標のマネジメントサイクルの確立についてであります。

2つ目は、年度別事業評価の検証方法や手法と事業評価シートの作成についてであります。

3つ目は、目標水準の達成度の公表についてであります。

これらについて、ご答弁をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 3番、北條利雄議員の2つ目のご質問、総合戦略まち・ひと・しごと  
の重要業績評価指標についてのご質問にお答えを申し上げます。

ご質問の第1点目の事業別のK P I、重点業績評価指標のマネジメントサイクルについて  
ですが、本村では総合戦略13のプロジェクトの施策ごとに取り組み内容や重点業績評  
価指標を掲げ、その目標を実現するための手段となる具体的な事務事業として、計画書を作  
成しております。取り組み内容の41の項目や重点業績評価指標を効率的かつ効果的に進める  
ために、P D C Aというマネジメントサイクルの考え方に基づいて事業を進めております。

ご質問の第2点の年度別事業評価の検証方法や手法と業績評価シートの作成についてであ  
りますが、本村では、このマネジメントサイクルの中での検証について、平成30年までの振  
り返りの中で、基本計画における村づくり指標の現状把握にあわせ、総合戦略に位置づけた  
重要業績評価指標の現状を把握するとともに、担当部署での取り組みの実績及び進捗状況を  
調査し、事業内容の検証を行っているところであります。

3点目の目標水準の達成度の公表についてですが、これら総合戦略の取り組み内容  
として位置づけられました事業の振り返り評価の結果、各プロジェクトの計画の中で取り組  
み内容として掲げられました41の項目のうち、27項目のK P Iについて、その実績及び進捗  
状況についての評価を行ったところであります。

総合戦略に位置づけた事業のうち、K P Iの目標値を設定した27の事業について「成果が  
得られた」、「おおむね成果が得られた」、「期待した成果を得られなかった」の3段階に  
より評価したところであります。

総合戦略に位置づけられた事業のうち、十分な成果を得られたと評価した事業は6事業で  
あります。おおむね成果が得られたと評価した事業は4事業、期待した成果が得られなかつ  
た事業が17となっています。9月議会で答弁しましたように、今回これらの個別計画につい  
ての一つのプロジェクトを推進していくためには、相当の職員数と労力、時間をかけなけれ  
ば達成は見込めない状況であることから、取り組み内容を精査し集約して推進することで、  
より効率的で効果が上がる取り組みを構築するというような手法の見直しを進めているとこ  
ろであります。

このような段階でありますので、見直し後の事業について目標水準の達成度については、  
この数字が出た時点で公表させていただきたいと考えております。

以上で、2つ目の質問のお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 総合戦略まち・ひと・しごとの中で、重要業績評価指標、ですから13のプロジェクト、当然この総合戦略の計画は、平成17年から来年度、次年度までの計画であります。この戦略を成功させるために、やはりプロジェクトを稼働させるということがまず一つであります。これ先ほど項目は、村長、答弁されていますけれども、プロジェクトは本当にこの計画どおり稼働させたかどうかというのがちょっとわからないのですが、幾つもの、この13のうち、プロジェクトが本当に稼働されているのかということをもう一度ご答弁お願いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 稼働しているプロジェクトは、先ほど7つと言いましたか。あと、まだまだ成果の上がないふるさと回帰プロジェクト、いろいろあります。農林商工課の地域おこしプロジェクト等は年7回等を開催しております。農林商工課で産業振興の特産品の開発等も年1回スローフード・パーティー等で実施しております。こういったところで積算しまして、全然稼働していないのが13のうち4つありますか。少しずつはやっているんですけども、なかなか容易ではないのも実態であります、これ細かく必要な。

〔「いや、いいです」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） そういったことで、できるだけ、ただ、今緊急性を要している、あるいはすぐ必要だということは手をつけているようではありますが、なかなか大きな事業になりますと、例えば農林商工課の6番目の環境公社設立による農村の環境維持事業とか、こういうのは結構難しいですね。こういったものは皆さんと相談しながら、できるだけ早目に取り組んでいけるように考えていきたいと思えます。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） プロジェクト、まだ稼働されていないということもありますが、当然13のプロジェクト全て計画どおりやれ、やれるのであればそれに越したことはないんですが、やはり財政状況とか、いろんな状況が変わることもあります。やはりこれはきちんと見直しをやって、本当にできるかできないのかも含めて、当然明らかにすべきであります。これをやはり直すという努力も行政執行上、必要だと私は思っています。

それから、通常の事務事業の中で、その事務事業の評価という部分では、当然毎年、前年度の事業実績という形で公表されておりますけれども、通常の事務事業、引き続き毎年続をやつ、事務事業の評価というのも大切です。全国的にも自治体は、個々の事務事業の評価を

担当者レベル段階で評価するシステムを導入して、やはりその成果とか予算とかも含めてやっている自治体が多くございます。当然、行政の組織は異動もあります。毎年同じ人がやっているわけにもいきませんので、やはりそういう一つの事務事業の評価をきちんと後にまで残す、後に伝えて、きちんとした仕事、業務を執行していただくということからすると、事務事業評価システムを導入しておくべきではないかと私は思っております。

この事務事業評価システムというのは、行政運営の成果を重視した行政への転換、それから行政の説明責任、それから職員の能力・資質の向上を図るためのシステムですね。やはりこれを、大変でしょうけれどもシステムとして構築していただきたいんです。職員が職場が変わろうとも、やはりそのシステムを見ながら、次に新たに一步でも二歩でも前進させる。いい行政を、サービスを、効果を上げるという部分では私は大切なんだと思うんです。

そういう途中で見直して、次に伝えるということもなかなかやりづらいというか、なかなかできないところがあるんですが、やはりこの辺は後に伝えて、仕事のことも先ほど言ったとおり、やれていないことも含めてきちんと点検・評価して、みんなのものにしていく。明らかにできないものはできないということも含めた、実績も含めた公表をきちんとやっていくということで、ぜひ行政のシステム、そういうK P Iの、先ほど言った重要業績評価指標、13のプロジェクトの成功もそうですが、一般の事務事業評価もぜひそういうふうにしていただきたい。

ただ、事務事業評価には評価になじまないものもあるんですね。戸籍の事務を評価しようなんて言ったらって無理な話です。全国どこでもやっていることで、件数の扱いくらいの話ですから。そういうものじゃなくて、やはり村が独自に考えて行政にいろいろやっているとか、の部分は必ずあるわけですね。そういうので振り分けながら、事務事業評価をして常に点検していくということが私は重要だと思います。ぜひ事務事業評価システムは、もう一度考え直して、本当に導入してやったほうがいいのかどうかも含めて、村長、検討いただきたいんですが、もう一度ご答弁をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） せっかく皆さんで協議をした総合戦略であります。この辺も確認しながら、それぞれの担当課に、きょうの議会での、ただ、多いのが農林商工課なんですね。農林商工課、結構今、忙しくいろいろやっています。大変でしょうが、この辺もしっかりできることとできないこと、そして緊急性が必要かどうか、その辺も課で検討しながら、ただ緊急性が必要だからこういった総合戦略に入ったわけですから、無意味な事業はないわけです。

から、その辺、しっかりと指導しながら取り組んでまいりたいと思います。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） なかなか計画をして実行して、実行できないものもある、財政的なこともあったりして、なかなかできないものもある。やはりそういうものは、できないものはできないものとして、きちんとやはり明らかにしながら次につなげていく、システムを構築するというのが私は大事なんだと思うんです。全て完璧に計画したから全てやらなければならないということじゃなくて、途中で見直しも含めてやはり大切だと思うんで。

先ほどの事務事業評価の中でできない事務事業もありますので、この辺は振り分けしながら、ぜひそういうシステム、そして次につなげていく、見直していくという、そういう努力をやはり続けていただきたいなと思います。

次に移りたいと思います。

次に、3点目でございます。平成31年度の施政方針と予算編成についてであります。

国は、31年度の地方財政の課題として、人づくり革命の実現と地方創生の推進、地域の持続的発展を支える地方税体系の構築、地方の一般財源総額の確保と地方財政の健全化などを挙げております。特に、地方交付税については、極めて厳しい地方財政の現状などを踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を適切に確保する。

I C TやA I、I C Tは情報通信技術です。A Iは人工知能であります。これらを活用した業務改革、それから情報システムのクラウド化。これ横文字で大変わかりづらいんだと思うんですが、組織内のコンピューターを設置・運用してきたシステムを、ネットを通じて外部の事業者が利用する形に置きかえるというのがクラウドです、などの地方行政サービス改革を推進する。公共施設などの老朽化対策などの適正管理、それから財政状況の見える化、それから公営企業会計の適用拡大、上下水道の広域化などの公営企業の経営改革など、地方団体の財政マネジメントを強化するとしております。

本村でも急速な人口減少と少子高齢化の進行が見込まれる中、地域の活性化と人口減少抑制を目指す地方創生の取り組み、さらには自然災害に対する防災・減災対策など、多岐にわたる諸課題への対応が求められております。さらに、原油価格の高騰、諸物価の値上げ、消費税の値上げなど、村民生活に与える影響は多大なものがございます。そのような状況下、新年度予算編成作業が本格化していると思われまます。歳出削減路線を堅持すると同時に、地方再生の施策を重視することなど、多くの課題が山積みしております。

本村の平成31年度予算編成に当たり、次の点をお伺いいたします。

1つは、予算編成の基本方針と主要施策、歳入歳出見込みと今後の財政見通しについてありますが、これは、予算編成方針資料を事前にご提示願ったところ、ご提示していただいております。ありがとうございました。

2つ目は、新地方公会計制度が導入されておりますが、財務諸表4表の作成など、これらの作成関係と予算編成へのこれらの活用についてお伺いしたいと思います。この財務諸表4表については、現在作成中であるということで提出はございませんでしたが、これらについても改めてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 3番、北條議員の3つ目のご質問、平成31年度の施政方針と予算編成についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、予算編成の基本方針と主要施策、歳入歳出の見込みと今後の財政見通しについてありますが、本村の平成29年度一般会計決算における実質収支額は、約1億4,500万円と前年度約2,100万円上回り、村の財政状況を示す実質公債費比率及び将来負担比率などの健全化指標は、いずれも国が定める早期健全化基準を下回る状況であります。積立金は総額1億1,290万5,000円を積み立て、積立金操出処分額は、こどもセンター運営費等に充てるため、2億6,220万円となっています。平成29年度一般会計における村債の残高は30億3,261万6,000円で、前年度比較では5,942万1,000円減少しております。新たな起債については2億9,410万円を辺地対策事業債や過疎対策事業債、災害復旧事業や緊急防災・減災事業債がふえたため、起債額全体として1億230万円の増となっています。

また、公債費は、貸し付け利子の高い地方債の償還完了や元利均等償還等における償還年数の経過を伴う利子割合が減ったことにより、0.3%の減となっています。

このような状況の中、地方交付税については、総務省の平成31年度概算要求では、平成30年度地方財政計画の水準を下回らないよう同水準を確保するとしながらも15兆9,350億円、対前年比で734億円、0.5%の減となっていることなどから、依然として、一般財源の確保は厳しい状況になることが予想されています。

来年度の予算方針については、平成31年度は、第4次の鮫川村振興計画前期基本計画の最終年度に当たる5年目となり、鮫川村人口ビジョン総合戦略の実施計画として取り組む地方創生関連事業の具現化に向けた取り組みを強化し、それぞれの指標の達成を目指すとともに、

引き続き自立する村づくりにつながる事業を推進するため、厳しさを増している財政状況の中で、財源を効果的・効率的に活用していくことが重要である旨を示したところであります。

このため予算編成に当たっては、職員一人一人が本村の財政状況をみずからの課題として直視し、成果指標に対する徹底した取り組みを進めるとともに、必要に応じ見直しを行い、施策の成果向上に寄与しない事業、時代の潮流に合わない事業や役割を終えた事業は廃止するなど、将来の財政需要を踏まえた上で、持続可能な財政基盤の確保に取り組むように指示したところであります。

以上が、予算編成の基本方針の中で申し上げたところでありますが、平成31年度の主要事業については、各課からの予算要求が12月25日までとなっており、査定が終了し、予算案が確定後の2月の全員協議会で皆様方には説明をさせていただきたいと思っております。

次に、新地方公会計制度が導入、財務諸表4表の作成、予算編成への活用についてですが、平成29年12月議会でお答えしたとおり、平成29年度予算執行段階からは、日々仕訳により複式仕訳での予算執行に努めていたところであります。

平成29年度決算ベースの財務諸表は、平成30年度末までに村のホームページで公表できるように事務を進めているところであります。

また、予算編成への活用であります。今後、複数年の決算内容により予算編成において、人件費を含めたフルコストの比較が有効な場合や建物の減価償却費を考慮し比較する場合など、財務諸表の有効活用が有効になると思われれます。特に、学校関係、小学校、中学校が老朽化されて心配しております。この辺で逆に心配の種がふえたのかという思いでもあります。

以上でご理解いただき、3つ目の質問のお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 村の31年度の予算編成方針をご提示いただきました。この中で今、村長からご答弁もございましたけれども、1つお聞きしたいのは、予算編成の中で、基本的な留意事項の中で、財政調整基金などの基金に頼らなければ当初予算を編成できない厳しい財政状況があるということなんです。現段階でどのくらい基金に頼るような額になるのかということなんです。

それから、指定管理者が鮫川でも指定管理制度を導入しておりますが、補助団体との情報交換、これらをどのようにして、この編成の中に取り組んでいくのかという部分をお伺いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 北條議員、今の当初の予算で村の当初の予算は大体30億です。30億のうち1割は毎年、毎年基金を取り崩しているのをご存じなかったかな。財政調整基金を取り崩し、あるいは公有施設整備基金を取り崩して、大体、30年度の予算では2億9,000万です。これらを崩して、最終的には積み立てはしております。

ですが、この積み立ては2億ぐらいですね。ですから、財調は、全体では1億円ぐらいずつ減っております。大変厳しい中であります。皆さん方の議会だよりも書いてありましたが、鮫川村では今30億の借金をしております。

ただ、皆さんもご承知と思いますが、この30億のうち普通債は15%です。ですから、4億5,000万です。あとの25億5,000万は、まるっきり返さなくてもいいのが15億あるんですよ。これは臨時財政対策債です。この15億は全部交付税交付金で、ただ、交付税交付金で措置するとは言われておりますが、収支がないのね。ですが、この借金のうち15億は……そういったことで、あれですか、一番普通債が、29年度の決算を見ますと4億です。あと、災害復旧債が6,000万あります。ですから、30億のうち15%ですから、4億5,000万が高利の高い、まともに返さなくちゃならないやつです。

あとは、鮫川村は過疎地域でありますから、過疎債、辺地債が大半であります。特に多いのが、今話しました臨時財政対策債が15億あります。25億5,000万のうち15億が臨時財政対策債です。これは全部交付金で交付されてきます。

ですから、1人当たり90万の借金がありますよというのは、もしかしてうそになります。実際に返さなくちゃならないのは、1人当たり直せば、せいぜい30万ぐらいになるんだと思います。この辺、村民に不安を与えないように書いていただければ、もっとよかったのかなという思いがあります。

人口減少のさなかであります。鮫川村って何でこんな借金があるのと。だけれども過疎地域だよ、過疎債を借りられるんだよ、辺地債を借りられるんだよと。そういったことをぜひ皆さん、上手にこの辺を利用して、職員は後の議員さんの質問にもありますが、いろいろと財政支援を探し当ててから事業を提案しろと、いつも気合いをかけています。ですから、なかなか財政支援のない事業には取り組めないのも事実であります。

今、ことしも示された国の当初予算の地方交付税交付金も5%削減されておると聞いておりますから、また恐らく30億の予算編成するに当たり、財調、あるいは公有施設整備基金、この基金の取り崩しは恐らく1割ぐらい、3億ぐらい予定しなくては予算編成できない。何せ財政指数が0.1億です。福島県では後ろから4番目であります。私らの後ろには3町村し

かありません。59の市町村のうち鮫川村は56番目です。大変厳しい自主財源の低い村であります。こういった村でもしっかり皆さん方に行政サービスをするには、やはり国の皆さんの目にとまるような自然環境を守ったり、地方の独自のあり方を工夫していけば、国も頑張っている町村だから、しょうがないなという支援もいただけるのではないかという思いで、行政を担わせていただきました。

以上です。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 先ほど私がお話ししました財政調整基金、村長からもご答弁いただきましたけれども、いずれにしても一般財源の確保とかは当然厳しい状況でありますし、当然そういうものに頼らざるを得ないということで、予算編成上も相当ご苦労されているし、一生懸命大変な苦勞をしながらやると思うんですが、やはり先ほど、2番目に私が質問したいろんな事務事業の成果、ここをやっぱり点検するということが一つ大事なんだと思うんですね。だからその部分をきちんとして、ある程度システム化して、やはり今あることも大事ですし、次の予算を組む、事業執行するのも大事なんです。その辺のシステムをつくってにおいて、そこに誰が配置されてもそれを引き継いで、同じ目標に向かって進むということが大事なんだと思うんです。そういう部分でも、そういうシステムをも含めたこの予算編成、そして限りある財政をやはりうまく編成して、村の行政サービスに努めるということが一番大切かなと思うんです。

そういうことで指標をつくるというか、その部分についてちょっともう一度、その成果指標ということで、その成果指標って何を見て成果指標にしているのかと、ちょっとわからないんですが、その辺ちょっとご答弁いただきたいと思うんです。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 予算編成に当たり、いつも考えているのは費用対効果、そして必要性を再検証するというので皆さんには指示を出しております。

特にことは、啐啄同時という言葉を引き用させていただきました。住民が何を今必要としているか、啐啄同時というのは、啐というのは、ひなが卵からかえるときに内側からこつこつつくんだそうです。その音を啐と言うんだそうです。啄というのは、その音を感じた親鳥が、卵を抱いている鳥が、親が外側の殻をつつく。これは啄と言うんだそうです。要するに、内側と外側から初めてつくことによって、ひなは丈夫にかえる。これを親が焦って早目につついちゃうと子供は死んじゃうし、子供だけでは殻は破れない。

要するに、村民が何を望んでいるかというのを常に考えていくということで、ことしはそうだったことで、職員の皆さんには村民の望んでいること、私も今まで好き勝手に議員さんにも言われました、余り勝手にやり過ぎると。ただ、勝手にやり過ぎると、いつも困るのは、そうですね、ああいった騒ぎになったこともありましたね。例えば拙速にやったために、ああいった村民の批判を受けた焼却炉の問題もありました。こういったことを反省しながら、啐啄同時という言葉を使わせていただいて。

ただ、私らの任期は4年しかないんですね。4年の中で答えを出すっぺと思うと、本当に忙しい限りであります。こういったことで気をつけながら、それほど鮫川村の予算規模は30億ですから、30億の中の事業ですから、特に事業は、そのうちのせいぜい5億ぐらいの中です。5億の中の仕事ですから、そんな点数で評価するのではなくて、いろいろな事業を見直しながら、課長を交えて職員で話をしながら、これは北條議員もご承知かと思います。こういったところで費用対効果、あるいは村民のニーズ等を勘案しながら事業は展開させていただいております。

今後ともそういったことで、点数制も時には導入しながら取り組んでまいりたいと思います。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） まさに予算編成、職員も村長もそうですが、やはり大変な中での編成作業をやられていると思うんですが、村の財政状況、そういう部分も行政職員は当然直視しながらやっていると思うんですが、さらにそうした徹底した取り組みですか、そういう部分をみずから行ってやっていくということをぜひやっていただきたいと思います。

それから、将来に向かって持続可能な財政基盤、やはりこれは大変なことです、みんなで考えて、この村の確保、取り組みに私たちも含めて取り組まなければならないというのを感じております。そういう部分では、執行者側の行政の皆さんの努力は、さらにそれ以上に必要なのかなと私は思っております。31年度、いい予算編成ができて、私たちにご提示できるようによろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、私の3つの質問を終わりたいと思ひます。

ありがとうございました。

---

◇ 堀 川 照 夫 君

○議長（星 一彌君） 2番、堀川照夫君。

[ 2 番 堀川照夫君 登壇 ]

○ 2 番（堀川照夫君） 今般の12月定例議会において、1問質問させていただきます。

鳥獣による有害駆除対策の支援強化について。

本村の基幹産業である農業の振興は、優先課題と認識しています。水稻を初めとする各農産物や畜産の飼料作物のイノシシ等の被害が村内全域に拡大しています。年々捕獲頭数もふえつつあると聞きますが、水稻、デントコーン、野菜等への被害は後を絶ちません。

村では、鳥獣被害や電気柵への助成や有害駆除隊への補助を実施し、一定の成果は見られていますが、わな捕獲免許への支援や電気柵への助成の増額を図り、困窮する農家への救済を早急にすべきと考えます。農業の支援策の観点から、有害駆除支援強化への考えをお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） 2番、堀川議員のご質問、鳥獣による有害駆除対策の支援強化についてお答えをいたします。

議員の皆さんもご存じのとおり、村では有害鳥獣駆除対策の支援といたしまして、平成27年度に鮫川村鳥獣被害防止施設等資材購入費補助金交付要綱を制定し、野生の鳥獣による農作物及び住民に対する被害を防止し、農作物の安定生産及び住民生活の安全確保を図るため、電気柵などの鳥獣被害防止施設等の設置者に対しまして、資材購入費の補助を始めております。

内容としましては、年度内1回に限り資材購入費の2分の1以内で、上限を5万として補助をしております。制度開始以来の実績を申し上げますと、平成27年度に42件、支援金が172万4,000円、28年度に30件、98万2,000円、29年度に60件、251万1,000円、今年度は12月3日現在では54件であります。今、54件で178万9,000円を補助しております。

郡内の町で同様の事業を実施について聞き取りしましたところ、棚倉町では電気柵の購入に対する補助はしていないようであります。埴町におきましても個人への補助はしていないようであります。隣接者等の団体に対しましては、2分の1で上限なしとして支援をしております。また、行政区に対しまして鉄柵を現物支給しております。矢祭町におきましては、個人で設置する場合は3分の1で、上限は7,000円ですよね。共同で設置する場合には2分の1で上限なしとおります。

このように比較してみますと、鮫川村の支援は他のまちより手厚いものになっているので

はないかと思われます。

狩猟免許の取得に対する助成につきましては、郡内4町村では実施しておりませんが、白河市においては、講習会の受講料や手数料など1万9,600円を上限として助成しております。鮫川村では、平成22年度におきまして、免許取得後に当時の有害狩猟鳥獣捕獲隊等に入隊していただくことを条件として、わなの狩猟免許の取得経費を助成した実績があります。20名の方が免許を取得され、そのうち4分の1の5名の方が現在でも鳥獣被害対策隊員として活動いただいておりますが、4分の3の15名の方は、鳥獣被害対策からは離れてしまったようであります。

また、今年度に鮫川村から新たに狩猟免許取得試験に申し込みをされた方は、今のところはないということですので、新規取得を目指す方への助成は余り効果的ではないのではないかと思われますが、もちろんこれの希望があれば、こういった人にもぜひ助成をさせていただきたいと思ひます。

実施隊の方にお話を伺ひますと、仕掛けたわなの巡回に手が回らないという声があります。また、多くの方に免許を取得をしていただき、仕掛けるわなの絶対数をふやすことも効果的であるという声もあります。

既に、わなの狩猟免許を所持されている方で、実施隊に所属していない方のお力をおかりするのも一つの方法ではないかと考えますので、免許取得者で新たに実施隊に入隊し、継続した活動を確約された方、実施隊員として活動を継続されている方に限り、免許更新費用を助成するなどの検討をしていきたいと考えております。

今年度、県南農林事務所の協力を得て、赤外線センサーカメラを設置した圃場のイノシシの多くを確認しましたところ、電気柵の設置方法が適切でないとのアドバイスを受けております。この辺も被害を防止できない要因になっていると考えられておりますので、今後は適切な設置方法、あるいは管理方法についての周知を図り、被害の軽減につなげていきたいと考えております。

資材の購入の助成は、現行で実施させていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。5万円限度で実施するということでもあります。こういったことでご理解をいただきたいと思ひます。

これで、2番、堀川議員の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 2番、堀川君。

○2番（堀川照夫君） 今、現行制度の補助は5万円といひますが、やっぱり数、面積によつ

てはかなりの経費がかかると思います。

それで、電気柵の線というのは、ずっと長年張りっぱなしにしますから、中のうんと細い電線の通るところが切れてしまうので、ただ張っておくから大丈夫というわけではなく、電気が通らなくて何の意味もなくなってしまうので、やっぱり5年に1回とか、ある意味1回は交換しないと何の意味もないと思います。

そのためには、やっぱり耕作を多くつくっている人には大変な電気柵の経費がかかります。それで、何とかそれ、ちゃんと耕作のあれに応じて、やっぱり無償化まではなかなかこの金額を見ますと大変みたいですが、ある程度もう少し補助を出していただきたいと思いますが、それはいかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 堀川議員の話では、今、村では年1回5万円限度で補助を出しております。ですから、毎年5年間継続して受けると25万になります。こういったことではまだ足りないということですね。

〔「当然」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） はい。こういったこともそうですね、鳥獣の被害で農業ができないというのは本当に情けない話ですよ。こういったことも規模によってはもうちょっと、距離が延びると当然費用もかかるわけですから、5万円の負担でなくてももうちょっと上げてほしいということですね。この辺も再度協議させていただきたいと思います。

あと、矢祭の7,000円というのは、これ間違いないのか。

〔「聞き取りをして7,000円というふうに 」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） 7,000円なんて補助、今読みながらびっくりしました。矢祭は7,000円だそうです。鮫川村は5万です。この辺で……それでも、いや、5万でも本当に大変ですよ。恐らく設置するには、全面積をやるとなると、大きな農家では二、三十万かかると思います。

あと、線が切れた場合には、あの線は結ぶと大丈夫なんですね。線同士でも結んでも裸線なんですね。ですから通電はするそうです。だから、切れてもつなげるんですね。

〔「それが距離があると、どこが切れているかわからないと思います。」  
と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） いろいろとあると思いますが、農家の皆さんの手助けになるような施策には、できるだけ応援していきたいと思います。5万円で不都合な場合には面積で対応す

るか、その辺、検討させていただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 2番、堀川君。

○2番（堀川照夫君） そういう資材のほうに対しては、これから今後よく検討していただきたいと思います。

また、次に、わなの免許に対して、私たちは22年に村に対して大変お世話になり、わなの免許を取得いたしました。やっぱりこれも今、村民の皆様なんか聞くと、わなを取って、みんな今度やってみたいという人らも数多く聞きますから、また村で申し込みをし、10名でもいいですから、村主体でわなの取得免許を数多く取得できるようにお願いしたいと思いますが、村長様のご意見をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） わなの免許の取得には、本当に私は全額補助を出してもいいと思います。そして、今幾らかかるの、最初。

〔「審査の手数料ということで5,200円。あとは、登録手数料が1,800円ですから7,000円」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） 7,000円だそうです。新規にわなの取得する場合には7,000円。何年有効なのか。

〔「免許は3年です」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） そして、毎年幾らかかるのか。

〔「毎年は登録手数料1,800円です。あとは税金がかかります。狩猟税」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） 1,800円と狩猟税がかかるそうです。全額と言わなくても、50%以上は村で支援するように計画をさせていただきたいと思います。50%でいいかね。

〔「50%というと、半額でもいい」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） いやいや、全額のほうがいいんだべけれども。やらない人も取るんですね、ただならばとって。全然、前回に20人受けたうち5人だそうです。頑張ってるのは。あと15人は、中には役場の職員もいます。まるっきり活動しないで更新しなかった職員もいるそうです。こういったことは困っちゃうもんね。ですから、半額補助ということで担当課長、考えておけ。

そういうことで支援をさせていただきます。獣に負けて、健康に負けるのではこれはしょうがない。だけれども鳥獣の被害で米つくらんに、野菜つくらんにでは何ともしようがない

よね。この辺はぜひ応援して、解決していきたいと思います。

ただ、個体数がふえているんですね、イノシシがふえている。本当に大変困っています。これも震災、東京電力の影響ですよね。本当にこれらもあわせて、東電には毎年、毎年小言には行ってきます。補償しろということは言っているんですけども、なかなか答えが出ないのが現実であります。

以上で、答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 2番、堀川君。

○2番（堀川照夫君） わなの免許を取ったならば、やっぱり必ず条件をつけて猟友会に入っていて、そして猟友会は猟銃、期間内で大体1万7,000円かかります。そうすると、1年間、猟友会のほうで手続からあれからしていただいて、あと鉄砲でもしとめてもくれます。それはやっていないと、ただ4月からの11月の間だけでは何のあれもないと思います。やっぱりわなの取得を取れば猟友会に、次に、あと猟友会でみんな手続はやってくれますから。それが大事だと思います。それがなっていないから、みんな、ただ持っていて利用しないと思いますので、そこらもお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） この有害鳥獣の捕獲隊に入隊しないと、この活躍はできないということですから、ぜひこれらも入隊してもらうように勧めて、これらにも支援をさせていただきますと思います。

○議長（星 一彌君） 2番、堀川君。

○2番（堀川照夫君） そのために十分お願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

---

◇ 前 田 武 久 君

○9番（前田武久君） 9番、前田武久君。

〔9番 前田武久君 登壇〕

○9番（前田武久君） 平成30年の12月の定例議会、ことしも最後であります、一般質問を2点にわたってさせていただきますと思います。いずれも村長、答弁、よろしく願いしたいと思います。

まず1つ目、補助金依存について。

本村において公共事業を行う場合、補助制度のある事業を優先しているのが実態であります。国庫補助金がつけば、それだけ村費の支出が少なく済みますので当然の選択であります。補助を得るには陳情や膨大な量の申請書を作成されていることは承知の事実であります。

こうした従来補助金依存行政が事業執行の優先度を左右し、あるいは自主的財政運営を阻害することがなかったか伺いたしたいと思います。

(2)として、国の方針としては、目的は自主的な、主体的な地域づくりの推進と住民・生活者・消費者の視点に立った社会資本整備を図るため、地方債を活用した単独事業の積極的推進を提唱している。補助金が見つからないので、国からの規制、制約がなく、地域の要望に合った自主的な事業が執行できるし、また、その種類によっては将来の元利償還金の一部を地方交付税で補填されるものであります。

こうしたことから補助金依存行政から脱却し、自主性の高い単独事業を積極的に取り入れるべきと思うが村長の考えを伺いたい。

以上、質問とします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 前田武久議員の1つ目の質問であります補助金依存についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、第1点目の補助金依存行政が事業執行の優先度を左右し、自主的財政運営を阻害していないかという点でございますが、議員ご承知のとおり本村は自主財源に乏しく、地方公共団体の財政力を示す指数であります財政力指数が、本村では現在0.16であります。この数値は、全国1,741市町村中1,590番目、福島県内では59の市町村中56番目であります。鮫川の後ろに3町村ほどおります。

このように、財源に余裕がない中で予算編成をしていくためには、おのずと国・県の補助金等の比重が多くならざるを得ない状況であるということはもちろんであります。

しかし、事業によっては、単独事業で取り組まなければならないものもあります。平成29年度で見ますと、高齢者の総合福祉センタースプリネックス設置及び火災報知装置の連動工事、これが3,515万2,000円ほどかかりました。農産物加工直売所の屋外トイレの新築工事、この工事には2,287万7,000円、商工業の振興事業費に1,319万9,000円、道路の維持管理費に4,900万円、道路の新設の改良、この工事は村道の水口・大沢線の改良工事であります。この工事には6,474万8,000円、分譲地の整備事業に1,740万2,000円、高校の通学支援金に

1,071万円、修明高鮫川校の村外の子供たちの通学支援に507万6,000円、体育施設の管理費に1,149万5,000円など、予算全体から見ればごく一部かもしれませんが、それらについては、一般財源のほか、起債、各種基金を取り崩して予算に充てているのであります。補助金の有無にかかわらず事業を実施しているものであります。

次に、第2点目の地方債を活用した単独事業の積極的推進についてのご質問であります。地方債は、原則として公営企業の経費や建設事業費の財源を調達する場合、地方財政法第5条に掲げる場合においてのみ発行できるものとなっております。地方債を発行することで、後の年度に返済のための元利償還が発生しますが、公共施設は将来にわたって使用できることから、世代間の公平性の観点から公共施設等の整備に必要な財源として活用をしています。

しかし、一方で地方債の発行は、後の年度の財政負担を増加させる要因となりますので、地方債の元金償還額とのバランスも、これは見ながら借り入れはしなければならないことも重要であります。過去に地方自治体が地方単独事業を通じて社会資本整備を積極的に推し進められた背景には、事業費の一部交付税措置をする事業費補正という財政措置があり、もともと自治体間の財政力格差を是正する措置であるものを事業費の一部として負担してもらうため、本来その事業に振り分けるための一般財源に余裕が生じ、これらを新たに歳出の財源に充当することができるというものであります。

事業費の補正は、建設投資の助長やモラルハザードの要因となることなど、さまざまな指摘もあり、近年、徐々に縮小傾向にあります。しかし、地方公共団体、とりわけ本村のような財政力の弱い市町村にとっては、交付税措置があったからこそ行うことができた投資的な事業であり、その社会資本整備が住民福祉の充実につながってきた側面があるのは、否めない事実であると思います。このような事業費補正による交付税措置の特性を十分把握した上で、将来世代の負担を見越して無理のない事業選択と地方債発行の適正な判断が今後重要になってきます。

次に、地方債の残高については財務省などの公的資金や銀行等の金融機関から借り入れており、借り入れ後5年から30年にわたり返済のための元利償還金が発生し、残高が大きいことは元利償還金も多いことを意味します。本村の地方債残高は29年度末で30億3,261万円です。また、過去の地方債の返済に係る元利償還金と一時借入金の利子である公債費については、公債費の割合が高いと歳出構造が硬直化し、他の行政サービス実施に影響が生じる問題もあります。本村の29年度の公債費は3億7,726万5,856円となっております、3億です。

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である実質公債費比率は、現在、平成19年度の13%から平成29年度で6.1%と減少はしておりますが、18%以上になりますと、地方債を発行するのに許可が必要となり、25%以上になりますと、一部の地方債発行が制限とされます。これは一般会計などが負担する借入金、地方債返済額や一部事務組合なども含みますが、標準財政規模に占める割合を示し、実質的な借り入れ返済額の負担の重さを示す指標であります。

また、この比率は地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の一つとなっています。公債費については、過去に発行した地方債により歳出に占める公債費の割合が高い状況であったため、新規の地方債発行額を元金償還額以下に抑制するなど、地方債残高を低減する取り組みを行ってきたところでもあります。しかし、基準値を下回っているものの財政力の低い本村にとっては、地方交付税の依存財源の変動による予算編成に与える影響が大きいため、引き続き村債残高及び公債費の適正な管理に取り組んでいきたいと考えております。

以上で、9番、前田議員の最初の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 村で、先ほど3番の一般質問にもありましたように、次年度の予算編成の質問がありました。その中でも、村長、予算編成に当たっては、より多くの補助金の活用、それを獲得しろというようなことで発破を入れたというようなことを聞いておりますし、当然、我が村は自主財源に乏しいその中で、過去、監査委員の報告にありましたように、標準比率が良好であるという、その骨折りに対してはよく理解を、承知をしているところでございます。

しかしながら、補助金活用においては、村長も承知のとおり数々の弊害が生じておると。過去にも幾つかありましたが、その典型的な例としましては、数年前に村長が、私は反対をしたんですが、医師の住宅ですね、宿ノ入の医師の住宅、現在、想像はつきますが、当然あの建築の際、予算が提案された際に、これは医師に備えた住居があるにもかかわらず、なぜつくるんだと、補助金が来るからというふうなことで。その際、ちょうど伏木田にも公営住宅が建設されて、医師が入りたければ越虫では遠いからと、遠いからつくと。では、伏木田の住宅ならば十分入れるんだから、そこに入れたらいいんじゃないかというような、私は多分質問しているはずで。その答弁として強固に、強固というか議会が議決して建設されたんですが。かなりの、後で聞きたいと思いますが、何年経過して当時どのくらいかかった

のか、それをお聞きしたいんですが、私ちょっと、ある程度数字は知っているんですが、確認しておきたいと思います。

そういったことで、その後、同僚議員からの質問で、どうしておるんだということで質問された際に空き家になっておると。新築当時から一回も恐らく使用されていないと思うんですよね。なぜかといったら、あれは医師を入れる住宅だから一般の入居は認められないと、そういう答弁でした。それで、現在はそれらがどうなっているか、それもお聞きしたいと思います。

あと、2つ目として、現在の葉貫地区にある交流施設ですね、あれは、先代の村長から現村長が引き継いで、必死にあれを運営されておるといような状況。何年か前に償還期限があるといようなことで、民間移譲とかいろんなものにそれを活用して健全な運営を図ることは難しいんだといような答弁だった。その後、償還期間が終了されて、現在はいろんな面で活用できるかと思いますが、もう施設そのものが老朽化して資産評価からいって、もうほとんどゼロ、毎年、維持修理費がかかり、また、当初からあれは民意に反した施設だったんだよね。誰もがああいう場所に、あの施設を建設されるなんてことは望んでいなかった。それがどういうわけかあそこに建設されて、その後もう案じるとおりに経営が困難。今まで1億以上の持ち出しを図っているわけですね、一般財源から。そういった財源が、何でもっと村民が潤える有効活用できるような事業に向けられなかったかというのが、残念でたまらない。

とにかくあれを転換できなかったというのは、やっぱり補助金を活用して建設されたそのものが原因であると。これは一概に、それだから悪かったんだといことは言いませんけれども、そういうようなことで、かなり各事業とも補助事業による弊害。

それから、これ昨年でしたけれども、前田の住宅団地ですか。あの件も村長よく承知のとおりだと思いますが、財政改革の面からも土地の返還を図るべきだといようなことで、私の質問に村長は、30年ころまでには返却して、更地にして財政運営を図りたいと。ところが、1カ月もたたないうちに、実は補助事業で地上物件が償還期限が残っているといことで、申しわけないが3年ほど、その処置は図れないといような答弁でしたね。そういうような事業弊害がかなり出てきておると。

いい面でもあります。とにかく補助事業、足りない部分は過疎辺地債を活用して、その大きな事業を進めて村民の福利厚生を図るといような、そういう事業を村長は積極的に推進してきた。それは評価したいと思います。

ただ、もっともっと前にも一般質問しましたね、水道事業。そしたらば、これは補助金を使わなければ何もできないからそれやらないと、そういうような答弁でしたね。そういうものを私はやるべきだと思うんですよね。これは村民の生活にかかわることだし、福利厚生に十分反映できるものであると。そういったことから、今回水道事業なんかは公営化から民営化に法律が改正されて、それは各自治体の判断によるかと思うんですが、それらについてもいろいろ問題があるし、一概に民営化がいいというものではないし。

あと、自主財源で一番いい面では現物支給事業ですね。これは大変いい事業だと思います。これはよその自治体でもどんどんやってほしい。多くの支援というか、助成はされないけれども、やはり計画的な事業でもって進めていかれるというような、そういう事業は、これはどんどん活用していくべきだと思います。

それで、交流施設については2日後の議案に入っておりますので、その際に申し上げたいと思いますが。医師の住宅ですね、先ほど言った。それらについて、先ほど申し上げた点についてお答えを願いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、医師の住宅を設けたということは、あの前の医師の住宅であります。今、定住促進住宅で利用しておりますが、日当たりが悪いんですね。来る医者に健康な生活をしてもらいたい。恐らく医者には家族もいるだろうと。その家族の皆さんが日中、医者は診療所勤務ですからないんですけれども、家族がうちにいるときに、やはり健康的な生活をするには日当たりのいいひなたの住宅が、これは医師を迎えるに当たって最低の条件だよということで、そういう思いを反映させていただき、ああいった宿ノ入団地に住宅を設けたということであります。そのときにはもちろん補助金がありましたから、医師専用住宅ということで、補助金を有効利用させていただいたところであります。

今、まだ使っていないのではないかという話ですが、北崎先生が1年ほど入居しておりました。北崎先生だけです。ですから、まだまだ活用されていない。これも原発事故以降福島県に医者が少なくなった、これも東京電力のせいでもあります。こういったことで、今いろいろと医師の募集もしております。今、小野先生に鏡石から通っていただいておりますが、先生が高齢なために自分では生活できない、鏡石の家族と一緒に生活をしながら鮫川の村民の安全を今確保していただいているというのが現実であります。

そういったことで、この住宅を使っていないのは大変申しわけありませんが、鮫川の住民の健康を守るための手段として利用させていただいたということで、これからも住宅がある、

そして立派な診療所もあると、そういったことで、また新しい医師を迎える今準備をしておりますが、なかなか容易でないのも事実であります。無医村にはしたくない、そういった思いでの住宅でありますので、ご理解いただきたいと思えます。

住宅関係は、あと建てた当時の補助金、あるいは費用等については後日お答えをさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 私が前に医師の住宅、居住として準備されておったというのは違うんですよ。今の前の診療施設じゃなくて越虫の、村長が、言いたくないんですけども、前、大関製作所がまだあそこで工場を持続されていた当時、ゴルフの会場で村長が、社長からうちの別荘を買ってくれなんて。そしたら、いや、じゃそれ買うべということで、我々に提案をされたんですね。現職議員、ほとんど新しくなって、前の議員がよく承知をしておるんですが、議長もよく知っていると思うんですけども。

そういうことで、あの建物、外構工事含めて1,000万以上かかっているんですね。それで、築20年以上たった建物なんですけれども、素晴らしい建物で安い買い物だと。そのときに、何にするんですかと私は質問した。そしたら、いや医師を入れるために、あそこから。そしたら、遠いんじゃないかと言ったら、いや今、車で送り迎えできるから、あそこに医師を居住させるために利用するというような答弁。これは、恐らく公文書ですから残っているはずですけども。そういうことで買ったんですよ。その際に、私は、そういう無駄な買い物はすべきではないと。当然うわさに聞くと、大関製作所は、そのうち鮫川から撤退すると、そういう話を聞いている。悪く言えば、泥棒に追い銭をやるようなことをやってはならないということで、私は反対しているはずですよ。

ところが、あそこに何か月か何日か、医師は確かに入居されたと思うんですが、そのうち変なうわさが立ってあそこには住めないというようなことで、民間の住宅を借りて、そこに医者が当時居住されたというようなことで、その際にも当然、前の診療所はあったはずですが、そこには住まなかったというような状況だったということを私はさっき申し上げたかったんですが。

それで実際、担当課長には、何年経過して、今どういう管理をしているかということまでお聞きしたんですが、その管理方法はどのようにされているのか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 担当課長、地域整備課長。

○地域整備課長（鈴木守弘君） ただいまの質問の内容ですが、現在の管理の仕方ですか。

〔「そうです」と言う人あり〕

○地域整備課長（鈴木守弘君） 現在、定住促進住宅として管理しているもの。

〔「医師住宅」と言う人あり〕

○地域整備課長（鈴木守弘君） 越虫ですよ。

〔「いやいや、越虫じゃなくて、現在の医師の住宅」と言う人あり〕

○地域整備課長（鈴木守弘君） じゃ、すみません。宿ノ入ですね。

〔「そう」と言う人あり〕

○地域整備課長（鈴木守弘君） じゃ、すみません。

○議長（星 一彌君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鏑木重正君） 宿ノ入の医師住宅につきましては、医師住宅として管理しておりますが、現在空き家の状態であります。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 空き家状態はわかりますけれども、それ村で管理していると思うんですが、どのような方法で管理して電気料とか維持費とか、そういうものも含めて私は聞いているんですけれども。電気料とか何か、電気は切ってあるんですか。一切お金がかからないような状態でもって管理されているということですね。

○議長（星 一彌君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鏑木重正君） 医師住宅の管理経費は、診療所の直診勘定の中で管理しておりますので、電気につきましては、必要な凍結防止とかいろいろありますので、必要な部分だけで電気料はかかっていると思います。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 入居者は今のところいないということ、空き家ですね。

それと、今後の償還年数が明けば、これ一般も入居できるということだと思えるんですけれども、その期間はいつまでなんですか。

○議長（星 一彌君） 担当課長。

○住民福祉課長（鏑木重正君） 補助金の処分の制限がありますので、申しわけございませんがちょっと即答できませんけれども、処分の制限期間は民間とかに売り払いとか、貸し付けはちょっとできませんので、その期間内は医師住宅として管理することになります。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） とにかく、せっかく貴重な大金を投じて補助金はもらったにしろ、持ち出しもあるわけだし、管理費もかかるし、それを有効活用できないまま償還期限を迎えるということでは、本当に情けない状態だと思います。そういうことで、ぜひ有効活用を図るよう、そのような対策を講じていただきたいと思います。

それと、これから自主財源活用というようなことで、これは限られた自主財源だから、到底、起債というようなことで事業を進めていかなければならないと思いますが、村長、本当に過去の今までの村の自立策を進めた当初から、村民の生活を守るというような、そういう真摯な気持ちで携わってこられたと思います。その中でやはり、これはこの村に住みつくためには、この村で所得を得るといような、そういう施策、これは必要だと思うんですね。この後、1番議員の基幹産業というようなこともあります。鮫川には生かされない資源、これは全国みんな同じだと思うんですが、この市民資源ですね。今、ふるさと創生事業などで進めておりますが、これは限られた資源活用というか、山の手入れですね、原発対策でもあろうかと思いますが、それらなくして、やはり各民間人、村民が不動産となっているこの山、この資源、これを資源を活用した二次製品加工工場など、こういうものを村独自で自主財源で、借金してもこれやるべきだと思うんですね。それで雇用を生み出させる。

それから、これは前から言っているんですが、観光ですね。観光湯の田温泉、温泉を活用して、宿泊施設を設けて人を雇って、村民を雇えばいいんですよ。それで、これはただでやる人はいないけれども、やはりある程度、村のために働いてくれというようなことであれば、賃金交渉もできると思うんです。最低賃金以下では働かせないですけども。そういったことで、雇用の場を生ませて、そして何とかよそに出られない人までも、そこで収入を得られるような、そういう施策、これはもう既に遅きかなというふうに思うんですけども、これはもう職員の方々、優秀な職員がいるんですから、その方々の知恵をも絞り出して、何とか対策を講じなければ、どんどんこれ、村長、振興計画で人口対策、減らないように何とか維持させるようにというようなことで、就任当時そんなことをおっしゃっていましたが、どんどん減っているね。このままでは自治体は消滅しますよ。また合併騒ぎ、広域圏合併の話に恐らくなると思うんですが、そういう状態にもう近々なるかと思うんですね。

やはり残された期間、村長、これは一つの主眼として、これを何とか職員の人たちに諮ったり、村民に諮っても、村民の人はこれは直言できないんですから。職員の人頼りですから、そういう知恵を絞り出してまとめてほしいなというふうに考えております。

そういうことで、そのような、村長にはそういう能力があるんだから、その意志があるか

どうか、それを確かめておきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず私は、最初に話した北條議員の質問の中でもお答えしましたように、財政力の指数が本当に福島県では56番目だということで、いつも大体この数字、56番目、55番目、この辺が大体ブービー争いをしてたんですね、いつも。この辺をまず改善したいなという思いで、本当は村長になりました。全く自分の無力さを今感じております。農家の皆さんの豊かな生活をどうして確保するんだということで、いろいろ考えておりますが、やはり農業というのは生産性の低い産業であります。国のやはり大きな支援が必要なんです。

特に、平場と違って中山間地の農業というのは厳しさがあります。この厳しさを国会議員の先生方、国をつかさどっている先生方はわからないんだね。ぜひ、特に遠藤君、1番、遠藤議員は国会議員とは太いパイプを持っています。国の支援策をどうしてこう中山間地に、中山間地のほうに目を向けていないのは票数が少ないのかなと私はいつも気合いをかけています。皆さん、一生懸命頑張っている、正直者がばかを見る、これ農業ですよ。本当に生産性の低い産業、これをいかに高めるかというのは、確かに今、前田議員がお話しのとおり、森林資源、鮫川に75%も山があるんだ、この山は宝の山だべ、そのとおりだと思います。温泉資源、ようやく温泉資源は、恐らく湯の田温泉さざり荘で宿泊施設はというのは、私は考えていませんでした。これはいつも話していますとおり、目の前につるや旅館があったからです。今度つるや旅館さんが廃業になりました。何とか村でというお話があります。この辺を、これも旅館業は決して楽な産業ではないと思います。ただ、議員皆さんが、そして村民が一丸となれば、これも解決できるはずですよ。雇用の場にもなります。そして、東京鮫川会の人たち、兄弟や、兄弟がいるうちはいいんですね。甥っ子、姪っ子の世話になるようになったときに、鮫川に戻れなくなっちゃうというときに、あの宿泊施設が有効に利用される。

こういったことで、今ほど質問ありました森林の活用、あるいは湯の田温泉の温泉源の活用、この辺もあわせて、皆さんと一緒に考えながら村づくりに取り組んでまいりたいと思います。もちろん、執行者側でなくて、議員の皆さんの幅広い見識の中で、ぜひご助言をいただければと思います。積極的に村も採用して取り組んでまいりたいと思います。

以上で、お答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） これは、村長、常々考え、悩んでおって、その心境はよくわかります。そういうことでできるだけ、これは村のため、村民のためにやはり果たしていただきたいな

というふうに思っております。

次に、2点目に入ります。

○議長（星 一彌君） 続行します。

○9番（前田武久君） 2、村長の進退について。

任期も残すところ、あと8ヶ月余り。次期村長選への進退の真意をお聞かせ願いたいと思います。

大樂村長は、皆さんご案内のように、全国まれに見る4期連続無競争当選。以前を遡ると、平成11年の議会選にも無競争だったね。村長、多分一回も選挙、投票はいただいていないというような方であろうかと思えます。鮫川村にとっては、本当に大変な全国に誇れる偉業の持ち主でありますし、力量の持ち主であるということに感じている方でございます。

今後、来年8月が村長選であります、その真意についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） 前田議員の2つ目の質問、村長の進退であります、私は前田議員の質問を受けたときに、一般質問の要旨を見たときにこういった質問があるときに、即今期限りでやめさせていただきますということを考えておりました。

ですが、今ほど前田議員がお話しされましたように、私は一回も洗礼を受けていないんですね。村会議員は2回とも無投票でした。議長選挙も無投票でした。村長選挙は4回無投票でした。選挙をやるたびに、ですから通算7回無投票です。こういったことでいいのかなという思いもあります。

また、ただ、今期は3期目、4期目のあのときには、もう大体当時、そうですね、三、四、12年務めさせてもらって、2期目で本当は助役さん、今の副村長ですけれども、副村長、教育長には、私は10年間村長をやるから、俺の後を支えてくれないかということをお願いしました。10年間ですから、3期やると12年になりますけれども、2期でした。ですが、2期目にあの3月11日の東日本大震災です。あのときには、やはりこういった混迷したときには、今の現職でしっかり支えるべきだなという思いが強くありました。こういったところで3期目をやらせてもらって、いろいろと皆さんにはご迷惑をおかけしました。ですが、積極的な取り組み方で鮫川村は村民の安心・安全は真っ先に確保できたのではないかと考えております。

4期目になりましたときに、もう完全に教育長にも副村長にも、これで終わりますからね、

ありがとうございましたという御礼の言葉を、実は12月に分散会をいたしました。そして、後援会に諮りましたところ、おまえ、やり残したことはないのかと。いろいろやり残した事業というのは、本当に長嶋茂雄と同じですね、ジャイアンツは永遠に不滅なんです。鮫川も永遠に不滅ですよ。ですから、やり残したとか、そういうことじゃなくて、私はこういってことで一生懸命させてもらったなということで、そうしたら、いろいろ課題を背負わされて、そんな話じゃないべということで皆さんの総意で、実は、私の後援会の組織の中で4期目を要請されまして、一回も選挙をやっていないんだから、当時選挙になる様相だったんですね。ですから、じゃ洗礼を受けますということで、4期目を出させていただきました。それがあーいってことで、また無投票になってしまいました。

今回もそういったことで、真っ先にという思いでありましたが今回は違います。今回はいろいろと課題があります。

1つは、今ほど話しましたつるやさんの問題がつい先日発生しました。こういったことがなかなか、本当はもう少し簡単に村の手に、考えどおりにいくのかなと思えば、いろいろ支障がありました。これは遺産相続関係と、あとは当事者の病気の問題等ありました。この問題、あるいは青少年広場、今、前田議員からもお叱りを受けますが、t o t oのスポーツの振興基金ということで、あの事業に手を挙げさせてもらいました。これは1億以上の事業であると50%の補助が出るそうです。こういった事情で、12月5日に説明会がありまして仙台に行ってきました。こういったこと。

あるいは、手・まめ・館、今、農業の振興、私は農業の振興には直売所が一番有効な働きをしている。この直売所は昭和54年の建物です。耐震診断ではペケを食っている施設であります。それを今利用しています。こういったものも建て直してやらなくちゃならないなど。果たして、あの場所でいいのかなという思いのときに、もうちょっと、館山公園が今おかげさまで20年過ぎました。これが10年過ぎて20年後、30年後には恐らく福島の花見山公園に負けない公園になるはずだと。そのときに、バス二、三台で来たらとめるところがなかったということではしょうがない。せめて、バス10台ぐらいとめられるような場所が欲しいなという思いもあります。

これは、中心地の活性化対策で今、一般財団法人の地域総合支援財団グループ、国の補助金で、無料で地方を診断してくれる財団があるんですね。ここに、ことしの6月にお願いしたところ、当たりまして診断をしてやるということで、どんな事業が鮫川村に向いているかというのを、何、6月にお願いしたのが1月の下旬だそうです、当たって。これは、もちろ

ん村の持ち出しはありません。

こういったことでふるさと財団にマネージャー派遣事業に手を挙げさせてもらって、中心地の活性化を今、私らのところでは考えられない、なかなかその診断ができない、行動ができない、ですから、そういった中央の知識をこの地方で見てもらって、判断をいただきたいということをお願いしたり。いろいろあとは、鹿角平のあの農地を公共機関が取得するにはどういった手段があるのかなと、そういった手法とか、いろいろ今あります。こういった課題を次の人をお願いできるような、そんな体制を早くとりたいなという思いでおります。

ですから、きょう、いや、やめましたではなくて、もうちょっと頑張らせてくださいというお答えをさせていただきたいと思います。まず、ただ、このお答えは5期目をやるじゃなくて、きょう即答するんじゃないくて、あと3月の定例会、6月の定例会まで、もうちょっと時間をくださいということであります。よく後援会の皆さんとも相談しながら、進退を皆さんに伺いたいと思っております。

答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 村長の答弁、これは簡素な答弁かなというふうに思っておったんですが、本当の気持ちをお話しいただいてありがとうございました。

確かに、もう自分が村長として村民の期待に、願いを果たすのにはどうしたらいいかというようなことで、今までそれに真剣に携わってきたなというふうに考えておりますが、村長の執行者というふうな役割を果たすのには、かなりの責任と、それから、やろうと思ってもやれなかったというふうな、そういう自分で悔いを残すような思いもかなりあったかなというふうに感じております。

今、15年に村長に就任された当時の手・まめ・館、そして、それからもう15年だね。15年、当時村長は、前にもこれ申し上げておったんですが、17年には振興公社として、第三セクター方式として自立させるんだというふうな、あれはたしか公約でしたね。そういうふうな公約を掲げた後、その後、みやぎ会誘致の際にも、この誘致の際に助成金を出すから、出させるために皆さんにお約束しますと。そのかわり、ひだまり荘を民間に移譲すると。包括支援センターのみを残して、あとは運用を全部移管するというふうな公約もされましたが、それもやろうと思ったことができなかったと、そういう公約を破棄した、そういうふうな事実もあります。

村長は言うことも言うし、やることもやるなど、有言実行型かなと思ったが、有言不実行

な面も多々あったと。それは、その後、何回も追及いたしました、それはできませんというようにをはっきり前に断言されたんで、それ以上の追及はいたしません、そうした思いで、今後まだまだ8カ月あるわけですから、その間に自分の心を整理されまして、その以前に進退は明らかにされるとと思いますが、村民にお示し願いたいと思います。

そういうことで今回の進退伺いについて私の質問、それから2点について終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（星 一彌君） ここで13時30分まで休憩いたします。

（午後 零時17分）

---

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

---

◇ 遠 藤 貴 人 君

○議長（星 一彌君） 一般質問を行います。

1番、遠藤貴人君。

〔1番 遠藤貴人君 登壇〕

○1番（遠藤貴人君） 平成30年第6回鮫川村議会定例会におきまして、2点につきまして質問させていただきます。

先ほど村長、答弁の中で啐啄同時の話がございました。大思想家、安岡正篤先生が、時の佐藤栄作元総理に引退表明の際に送った言葉だということで、私も好きな言葉の一つであります。

それでは、質問にまいらせていただきます。

それでは、1点目、旧西野区民グラウンドについてです。旧区民グラウンドについては、高齢者などを中心とした村民が、雨天時においてもスポーツを通して健康促進を図ることができる屋内多目的スポーツ施設を整備するため、旧西野区民グラウンド敷地を平成24年に購入しました。その後さまざまな事情も経ていますが、活用されないまま雑草の生い茂る現状となっております。過去には、こどもセンターでも散歩コースになっておりましたが、現在では安全性の観点から除外されたようです。先ほど鳥獣被害の質問もありましたが、イノシシの繁殖所になっているなんていう話もされておりました。

そういった野球の練習場やグラウンドゴルフ場としての整備要望が地元民から提出されておりますが、今後の整備、活用についてお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 1番、遠藤貴人議員の1番目のご質問の旧西野区民グラウンドについてお答えいたします。

旧赤坂西野区民運動広場は、平成25年3月11日、赤坂西野区と物件販売契約の締結により面積1万2,656平方メートルを784万6,720円で購入し、屋内多目的スポーツ施設の整備を計画したところでしたが、その後、屋内多目的スポーツ施設を建設するのであれば、村の中心地に建設すべきとの意見が出されたため、同箇所への建設計画を見合わせることにした経緯が過去にございました。

運動広場の利用状況は、平成19年までは、学童野球の練習グラウンドとして定期利用がありました。平成23年9月から平成24年7月にかけて、本運動広場の一部を除染土壌の仮置き場として活用され、村と物件売買契約を締結した平成24年度まで、赤坂西野区民による草刈り等の施設管理が行われていました。村が取得した後、見合わせとなった建設計画以降の利活用の方向が見出せず、議員ご指摘のとおり雑草が生い茂る状態となっております。

こうした中、本年の9月3日に赤坂西野区より旧赤坂西野区民運動場の有効活用について、地域の景観保全と赤坂西野区の育成会や高齢者の方々からの整備要望、そして、こどもセンターを含めた多方面での利活用が期待できるものとして、グラウンド整備の要望書が提出されております。

村ではこれを受け、シルバー人材センターに委託している村管理施設等の一斉除草の中で、平成30年11月9日から7日間、本運動広場の除草とともに、側溝や集水ますに堆積した土砂の撤去を行っております。また、来春容易に整備できるよう降雪前にグラウンド表面を一度耕しておき、来春に重機等による敷きならし、踏み固めにて、多目的グラウンドとしての機能を回復するとともに、村体育施設の指定管理に関する協定に旧赤坂西野区運動広場を加える協議をさめがわスポーツクラブと進めてまいります。

本運動広場の再整備後の利用に当たっては、現状の中であるものを生かした新たな公共施設として利用者への周知を図り、以後、村民の多目的グラウンドとして利用状況に応じた適切な管理を行ってまいりますので、理解を賜りたいと存じます。

以上で、1番、遠藤議員のご質問のお答えといたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） まず、この西野グラウンドにつきましては、私の不徳のいたすところでありました。西野グラウンドに屋内運動施設を設置し、屋内運動施設はテント張りでありました。10年もすれば、その補助の制限は解除されるものと思ひ、10年後にはまた新たな展開方法として老人保養施設の建設とかと、そういう構想を抱いて、あのグラウンドを利用するために買わせていただきました。今こういった形になりまして、その計画も頓挫した中で、新たに去年に今ほどお答え申し上げましたように、西野区民の方からグラウンドの利用についての相談がありました。

これもただ、どうしても村の中心地でないということで、村民の、特に高齢者の使えるようなグラウンドゴルフの施設をとったんですけれども、このグラウンド施設も外れのほうでは嫌だよという声があるんですね。グラウンドゴルフならば青少年広場でも十分できるよと。西野のほうまでわざわざ行って使う必要ないよという老人クラブの役員の方のお話でした。

こういったことで、今いろいろと悩んでおるところであります、西野区民の皆さんの意向に沿ってグラウンドを整備していきたいと考えております。なかなかどうしても外れに、中心地を外れるということで利用がしにくいという思いがあるようですが、この辺を何かの施設でもって解消できたらいいのかなという思いでもおります。

お答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 1番、遠藤君。

○1番（遠藤貴人君） 11月に側溝、また集水ますの土砂の撤去がされたということで、草刈り等々も行われたということで、地元民の人も非常に安堵しているのかなというふうに思っております。

村長の答弁からもありましたように、今、運動場、それから、その後は老人の福祉施設というお話がありましたけれども、今後どのように活用していくにしても、いずれにしてもやはり、村の村有施設でありますから、やはり適正な管理といったものが今後必要になるかなというふうに思っておりますので、今回は西野区民グラウンドの件で質問させていただきましたが、ほかにも当然、村有施設をお持ちでしょうから、そういったところの管理というのがどうなっているのかというのを、もう一度見直してみるいいきっかけとか、機会なのかもしれませんので、ほかの村有施設についても、もう一度見直していただければなとい

うふうに思っております。

それでは、続きまして、2問目の質問に入らせていただきます。

先ほど先輩議員の質問の答弁の中でも、財政調整基金のお話とか、非常に苦しい財政状況のお話がありましたので、質問するのが非常に心苦しいところもありますけれども、村長、常々、村の基幹産業は農業なんだよということを口にしておられますので、村の基幹産業についてを質問させていただきます。

これから日本の農業では、農業の格差社会が始まると予測されています。現在の社会情勢からも格差という言葉が使われるようになり、一向に回復の兆しが見えません。今後恐らく、日本経済の不況は変わらず、日本の人口減少もとまりません。そんな日本社会の中、農業で生き残るには知恵を絞って行動しなければならず、そういった意味から、行動する農家、行動しない農家が生まれ、収入に差が生まれ、その格差が表にあらわれ、農業は大きく変革を迎えていくはずです。

食料自給率問題、農家の後継者不足問題に歯どめがかからず、政府が国を挙げてサポートしていますが、それでも農業への敷居は高く、初期投資が、これはかけようだと思いますけれども、数百万から数千万円かかるということも言われております。

また、新規就農者の7割近くが生計を立てられていないということも伺っております。国の制度や企業の補助により、昔と比べて新規就農者が参入しやすく、農業人口が若干増加傾向にあるようではありますが、食べていけるかは別の話であり、農作物の高騰、下落など一年を通して波がある職業です。私の祖母も私が子供のときに、農業はばくちだということを常に聞かされておったんですが、大人になって、恐らくこういうことを言っていたんだろうなというふうには感じております。安定を求めるならば、その他の職業と比べるとかなり不安定であり、行動する農家にならなければもうかることは難しいはずです。

こういった現状の渦中にある農業ですが、今後、鮫川村で独自に考察している支援制度、また、農業構造の展望があればお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 1番、遠藤議員の質問の村の基幹産業である農業に対する今後、村で独自に考察している支援制度と、今後の農業構造の展望についてのお答えを申し上げます。

村の基幹産業である農業には、稲作を初め野菜などの園芸作物、畜産、そして里山の景観保全のための草刈りなど、多岐にわたっております。これまでの鮫川村の農業は、畜産から

発生する堆肥を農作物や牧草の栽培に使い、里山景観保全による草刈りで発生する草を牛の餌にするというように、個々の農家単位でこのサイクルを回すことができたため、農村環境も守れるし、現在の農村環境に至っておるわけであります。

村の農業の中でも畜産業の売り上げが最も多いわけですが、畜産農家の数は約110戸、繁殖頭数は約970頭、畜産農家の世帯主の平均年齢は約70歳であり、5年後、10年後には畜産農家の数は減ることが予想されます。現在、繁殖牛の導入に関しては、1頭当たり50万円の貸し付け事業や畜産ヘルパーや繁殖牛購入費補助、各種予防接種に係る費用の補助を実施しているところであります。

畜産業以外の支援については、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金などの日本型直接支払交付金制度のほかに、経営所得安定対策等交付金事業、野菜冬季出荷振興対策事業によるハウス設備購入費の補助、新規就農者向けには、未来の担い手住宅や農業次世代人材投資の交付金事業、これは県の補助事業であります、などが挙げられます。農業に関連する支援制度には、ほかにもありますが、農家の担い手不足の解消、そして所得向上に資する制度が重要であると思います。担い手確保のための制度の一つとして、奨学金の免除制度があることは議員の皆さんもご存じのとおりであります。

新規就農者の7割近くが、農業だけで生計を立てられていないことについては、就農する地域の状況をきちんとご理解しないまま、有機農業や農村でのスローライフに憧れ、中途半端な動機で就農した人は失敗しているのではないかと思います。

鮫川村で新規就農する人、継続のできる人はどんな人かを考えますと、まず農業が好きなのはもちろんですが、なぜ鮫川村で就農したいのかという部分がしっかりとしていることが重要だと思われまます。この村が好きでなければ続けることはできませんし、現在、新規就農している2件の農家、いずれも畜産農家は、定期的に収支決算書を村に提出してもらっていますが、現状、農業だけで生計を立てられる状況ではありません。しかし、生き生きと農業をしており、みずからが経営者であるという自覚を持って主体的に農業に取り組んでいます。

平成30年度の福島県内の新規就農者の動向についての調査結果を見ますと、新規就農者数は219人で、4年連続で200人を超えております。就農形態別では、農業法人等の雇用就農が半数を超えています。地方別では、県北、会津、県中の順に多く、女性就農者は4年連続で50人を超えています。年齢は45歳未満の割合が9割で、新規学卒者やUターンよりも新規の参入者が半分以上占められています。

新規就農者向けの支援事業を実施している市町村についても、県北、会津、県中が多く、県南では、白河市や西郷村が新規就農者激励金や機械整備、研修、資格取得等への支援を実施しています。職業として農業を選択する人が一定数いる中、鮫川村で農業をしたいという人を獲得するためには、就農者が生活水準をある程度維持しつつ、農業で生計を立てられるような仕組みづくりが必要です。

今後、持続可能な農業生産をしていく中で、大規模農家の法人化や個々の農家への支援策が必要だと考えておりますが、村で考察している農業に関する支援制度、展望については、次の3つがあります。

1つ目は、手・まめ・館生産者の所得向上と購入促進運動の推進であります。鮫川村の気候を生かした栽培で、一般的な野菜の旬と収穫時期がずれることを利用したり、貯蔵庫で保存したものを村内外に向けて販売することで、農産物の価値を高めることにより農家の所得向上につなげる工夫が必要だと考えています。手・まめ・館に入荷した農産物の情報をインターネットで発信し、村内外にアピールすることも必要ですし、現状の維持の守りではなく攻めの農業を推進し、手・まめ・館のファンをつくり、手・まめ・館の生産者を応援するような購入促進の仕組みも必要だと考えております。

2つ目は、村独自の新規就農者が、設備を導入するための資金の貸付制度であります。農業を始めるに当たり、新品で高性能な機械は必ずしも必要ではありません。農家同士や新規就農者の交流会などに参加し情報を収集することで、中古品かもしれませんが農機具を手に入れられるチャンスをつかむことができます。畜産では、繁殖雌牛の購入に対しまして50万の貸し付けがありますので、農作物生産で新規就農する、応援することも必要ではないかと考えています。

3つ目は、手・まめ・館を核とした農業生産基盤の強化であります。村の農業振興を図る上で、手・まめ・館は欠かすことができない施設であり、農家の所得向上や雇用創出の場として発展できる伸び代があると考えています。農業塾のようなものを開講し、新たな農業の担い手を確保するとともに、持続可能な農業生産を行うための勉強の場も必要かと考えております。手・まめ・館生産者の高齢化も進んでおりますが、ネギならこの人、大根ならこの人というように、農産物の品目ごとに秀品を出荷している、すぐれた大根やネギを出荷している人です。こういった人がおります。実際に農業をしている篤農家を先生として迎え、後継者がいないために、すぐれた栽培技術が途絶えてしまうことがないように、技術継承の場や機会が必要ではないかと考えています。

また、農産物生産以外にも漬物や餅などの加工品、林業分野についても技術の継承が必要であるため、これから農業を始めたい若い人にはもちろんですが、農家のお嫁さんや定年を迎える世代、UターンやIターンの地域おこし協力隊を対象としてもおもしろいかもしれません。同じ年代での仲間づくりの場として活用が期待できます。実際に、農作物を栽培する田んぼや畑は休耕地や貸し農園などで、できるだけ交通量のある比較的人目のつきやすいところで栽培することで、地域への波及効果も期待できるものと思われます。

資本主義社会の中で、日本では競争力の中で生きていかなければなりません。正しい頑張りが評価される社会にならないといけないと思っています。農業で生計を立てていくことが簡単ではないということは、今に始まったことではなく、農閑期に出稼ぎに行くという話は珍しいことではありません。農業で生計を立てることは誰にでもできるわけではありません。成功している人は、それを理解し、考えて農業をしています。農業をテーマとした考える会を開塾し、農家の生の声を聞き、村政に反映させることも必要だと考えています。農作物の栽培技術を次の世代に引き継ぐための勉強の場所をつくり、考える農家を育てなければならないのではないかと考えています。農業の6次産業化のためにも、商工業者の皆さんへの支援も今後検討する必要があるかもしれません。

国の農業施策、特に中山間地域の農業、農家の理解が、私は必要な事業であると思います。こんなことを国に訴えながら、農業の振興に取り組んでいきたいと考えています。全国の耕地面積の約4割、農家総数の4割が、国の農業の中で中山間地域での果たしている役割は、地球の温暖化防止、国土の保全、水の、そして空気の醸成、優秀な人材の創出と、この中山間地域の地域は、国に対して大きな役割を果たしております。この中山間地がなくなると、こういった地球の環境の醸成も優秀な人材の創出もできなくなるわけであります。

遠藤議員は、特に国会議員の先生方とは親しい関係にあります。特に、自民党の先生方とは身近にお話しすることができます。農業、特に中山間地の農業の実態を訴えながら、必要であるということも訴えながら、農家の皆さんのためになる村であるようにご協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 1番、遠藤君。

○1番（遠藤貴人君） 村長答弁にもありましたように、気軽な気持ちで新規就農というお話がありましたけれども、全くそのとおりだろうなというふうに思っております。

ただ、やっぱり農家の高齢者の方からお話を伺うと、機械ぼっこれるか、はや、我がぼっこれたら来年はやらないよとかという話を聞くもんですから、やはり農業に対する危機感と

いうものをみんなで共有していかなければいけないのかなというふうに思っています。もちろん村民も、行政も危機感というものをもちだというのは理解していますけれども、じゃその危機感が一体どれだけ本気なんだという、あれ田んぼ荒れちまうよね、農業やる人いなくなっちゃうよねというレベルなのか、それともやはり、先を見据えて何か思い切った施策をする。非常に今の答弁を聞いていまして、昔から農閑期には出稼ぎに行っていたというお話も聞いて、農業は今に始まったことではないんだ、生活できないのはというお話もありましたので、非常に難しい問題だということは私も理解はしているんですけども。

ただ、村には農業のプロがたくさんいるでしょうから、やはりそういった人たちが、まだ元気なうちに何とか知恵をおかりして、そして、何とかこの農業を守っていけないものかなというのを、米一粒もつくったことがない私が、かすかだっているのではないというふうに言われるかもしれないですけども。農業の村だっていうのであれば、何とか思い切ったことをそろそろみんなで考えていかなければいけないのかなというふうに思ったものですから、今回質問させていただきました。鮫川牛なのか、鮫川米なのか、鮫川シイタケなのか、それはいろいろ手法はあると思いますけれども、やはり先ほど、村民所得のお話もありましたけれども、所得向上させていくというか、所得向上していただくのが政治をあずかる人の務めだなというのを私も感じておりますので、何とか、そういった基幹産業がよい方向に向くような努力を今後もしていかなければいけないのかなというふうに思っております。夢物語になっているのかもしれないですけども、若さゆえに言わせていただきましたが、村長、改めてご答弁をよろしく願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、遠藤君のような若い議員が、鮫川の農業のことを心から思っていることに深く感銘しているところであります。農家の皆さんの元気が必ず鮫川村の元気になります。小学校・中学校に行きますと、あんたのうちにべこいるのと、子供たちの間で話があるそうです。べこいるよ、おらげ。たくさんいるんだよ、10匹いるよ、20匹いるよ。その後、じゃおまげ、金持ちなんだなど、そういう話に子供たちの間でも、べこがたくさんいるうちはお金持ちだということに今なっているようであります。

鮫川村の昨年度の牛の本宮市場での販売価格が今、12月8日までですか、ですからことし、今年です、今年の3月7日から12月8日までの販売頭数が出ています。694頭だそうです。売上金額で5億1,100万です。これが子牛の市場での鮫川の売上頭数であります。もちろん管内ではトップであります。鮫川村には、子牛の生産高が福島県一の畜産農家もいます。こ

ういった皆さんの元気が今畜産農家では話題になっていますし、今ちょっと所得が少ないのは、この畜産の部分には減免措置されているんですね。これは村の所得は上がらなくても、畜産農家にとってみればありがたい話で、これはよしとするしかないと思います。

あと、このほかに畜産関係は、酪農もおります。酪農家の皆さんは、恐らく関根議員あたりでは、1人で1億5,000万ぐらいずつだと思いますから、2億ちょっとはあるのではないかと思います。だから、鮫川村の畜産関係では8億5,000万は売り上げがあるのではということでもあります。米は、今のところ3億です。

こういったことで、そのほかに、先ほども話に出ました林業。林業は、本当に9,000ヘクタール、村の山だけでも6,000ヘクタールほどあるんですね。この山を何とかしなくてはならないと思っております。こういったことで、いろいろな皆さんの知恵をかりながら、農家の皆さんが、昔よく「明るい農村」というラジオ番組でありましたね。こういった農家の笑い声、笑顔が聞こえるような、そんな村を鮫川村から発信できるようなことで、皆さんが知恵を出せば何とかなると思わないか。本当に農家の皆さんが元気出して農業に就農できる、そういった環境づくりを皆さんでつくっていく、そういった頑張りが村の振興につながると思います。ぜひ0.16から、せめて0.3ぐらいまでいきますように、協力をお願いしたいと思ひまして、お答えにさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 1番、遠藤君。

○1番（遠藤貴人君） 鮫川村は、もともと軍馬の生産地だったという話をお伺いいたしました。それがやはり、機械がどんどんと普及してきて、軍馬が農耕馬になった後に機械化になって、だんだんとそういった馬の生産が途絶えてきたときに、かわりに日本人もだんだんと肉食になってきまして、そういった需要に合わせて肉牛、畜産の文化が発展してきたというようなことも伺いました。

今、2億、3億、5億というようにお話ありましたけれども、やはり牛が5億以上売っているというお話がありましたけれども、畜産の村であるならば、公設民営なのかわかりませんが、何か大きな、そういった畜産の施設を建てて、そこに村の人に働いていただくとか。過去には、そういった大きな失敗も鮫川村ではあったようには聞いていますけれども、もう随分と月日もたっておるでしょうし、まだまだ残っている分もあるんでしょうが、ここでもう一度、一回失敗しているのであれば、もう二度と失敗しないように何か大きな、そういった畜産関係の施策を打っていくとか、それから、集落営農という話も、これ現場を知らない役人が考えたアイデアだから、こだのうまいかないというような話も伺いますけれども。

そういった例えば、畜産なのか何なのか、それは不確かですけども、公設民営のような大きな何かそういった農業施設をつくる、それから集落営農といったことに関して、村長の個人的な考えでも構いませんので、その2点について、ちょっと最後にお伺いできればなというふうに思っています。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、畜産の繁殖農家への支援策として一度、東白管内、埴町にそういった、モデル施設ができたんですね。その活用が今どうなっているのか。埴町的那倉のほうにできたのかな。その施設は分娩の際も、その牛の状態を家にいながらにして確認できるような、そんなアイデアを利用した施設ができたそうです。こういったものを見ながら、果たしてそれが、今の時代に合っているのかどうか、畜産農家に対してどうだったのか、その辺を検証しながら、畜産農家への支援も考えなければならないのかなと思っています。これは東白の畜産農家のためにできた施設です。ですから、埴だけのものではないんですね。その辺は、どのように鮫川の畜産農家の人たちが捉えているのか、その辺の要望を聞きながら、そういった施設もありなのかなという思いであります。

あと、いろいろと農業は厳しさがあります。例えば議員の中にも今、20町歩、30町歩の米づくりやっている人もおりますが、こういった皆さんで今、主食用の米より鮫川村は転作米のWCSとか、飼料米の生産が多いんですね。そのために主食用の米の害なんですね。それはカメムシの害です。そういったイノシシの害と同じようなカメムシの害が、主食用の米に斑点米として出ているんですね。こういったものの対策には、もう消毒が一番なんですけれども、消毒よりは、余り消毒も有機農家の場合には、特に、学校給食に納めている米づくり農家は消毒ができませんよね。そういった農家には、ぜひ必要なのが色彩選別機なんですね。こういった購入者に対しての補助なんかもと考えていたんですけども、その補助を出す前に、一番、経営を心配している、そういった業者は、二、三人は自分で設備したそうですけれども、こういった支援もありかなという考えであります。

あとは、トラクターの更新ができない、おらげでは、トラクターを、これだめになったら、もう農家やめるよというトラクターも今300万、400万するんですね。こういったところに対しても、何か支援ないのかなということで、今、農林商工課には話しております。

国のいろいろなサポート事業は、国・県のサポート事業はあるそうなんです。こういった事業を上手に利用しながら、幾らかでも村でかさ上げして、農家への支援策をと考えております。こういったところで、皆さんで本当に協力しながら、大事に鮫川の農業を守ってい

きたいと思いますので、いろいろこちらからも提案させていただきます。議員の皆さんからも、そういった支援、方法、サポート事業がありましたらご提案いただければと思います。

○議長（星 一彌君） 1 番、遠藤君。

○1 番（遠藤貴人君） ご答弁、ありがとうございました。

川内村にちょっと以前行ったときに、川内村役場の方はおっしゃっていました。原発の被害があったときに、その除染をするために田んぼの表土を5センチ、除染するのに除去するといった話を農家の方にお話ししたところ、1人の農家の人から5センチ、表土除染するということは、俺の農業を50年持っていっちゃうのかというようなことを言われて、それで役場の職員は思い直して、表土を剥ぐのではなくて、反転耕で除染をしたという話を役場の方は言っていました。恐らく、僕、農業の経験はないんで不確かですけども、多分、田んぼの土、1センチつくるのに10年かかるということなんだろうなというふうに私は理解いたしました。

今、鮫川村で600町歩ぐらい面積があって、今作付されているところが何ヘクタールで、放棄されたのが何ヘクタールかという詳しい数字は必要ありませんけれども、恐らく半分ぐらいなのかなというふうに理解しております。ということは、恐らく耕作放棄して10年たってしまうと、もう田んぼとしての価値というものはゼロになってしまうのかなというふうに私は理解しておりますので、ぜひ、本当にもう喫緊にそういった状況が迫っているというふうな中でありますので、先ほどWCSのお話がありましたけれども、9万弱ぐらい補助が出るというふうなことでありますので、30町歩、WCSで恐らくつくれば2,700万円の補助がいただけるということで、そういったものを利用して和牛の畜産の餌にしたりとか、そういった餌代が浮いた上にお金までもらえるというような、そういった制度もうまく利用して、何とか畜産、それから農業のですね、振興ができればいいなというふうに私も思っていますので、皆さんとともに、鮫川村の農業を明るい農業に力を出していきたいなというような思いを共有いたしまして、私の今回の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

---

◇ 関 根 政 雄 君

○議長（星 一彌君） 8 番、関根政雄君。

〔8 番 関根政雄君 登壇〕

○8 番（関根政雄君） 今般、平成30年第6回12月定例議会におきまして、子育て支援に関連

する2つの一般質問を通告させていただきました。村長、ご答弁、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、第1点目であります。

子育て支援と定住促進施策の推進についてであります。人口ビジョン・総合戦略の中で、本村の人口推計によると、2040年には2,460人と人口が減ってしまうということを推定されております。この推計は、現在の人口より約1,000人減少するという危機的な推定であります。本村は、定住人口の施策として公営住宅の建設更新や各支援事業を講じておりますが、転出者や若者の村外流出は後を絶たないのが現状であります。

子育て支援と定住を促進するに当たって、次の各点について計画と方針をお示しお願ひしたいと思ひます。

第1点目、見渡地内の宅地造成工事が年度内に完成する予定ですが、販売までの日程及び販売要綱案はあるのでしょうか。

2点目、子育て支援の住宅建設、リフォーム、定住者への空き家リフォーム支援策の考えはあるのでしょうか。

3点目、昨年10月に村商工会より人口確保と若者の定住促進に関する調査研究報告書及び公営住宅入居者のアンケート集計と要望書が村長に提出されました。これらの提言に対して、新年度以降の施策にどのように反映していくのか、3点あわせてお伺いをいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の子育て支援と定住促進策についてのご質問にお答えを申し上げます。

議員のおただしのおり、村の人口ビジョン・総合戦略の中では、本村の人口推計によると、2040年には2,460人と推計されております。

現在、村の状況を申し上げますと、人口ビジョン策定時、2015年、平成27年4月1日現在の人口が3,810人。5年後の2020年の推計人口が3,405人で405人減少すると推定されておりますが、2018年、平成30年4月1日現在の人口が3,449人、3年間で361人の減、直近の11月1日現在では、人口が3,395人で推計を上回る勢いで減少しているのが現実でございます。村としても若者の村外の流出防止策として、公営住宅などの住宅施策を行ってはおりますが、給与所得の向上などにより家賃の高額化や仕事の事情などで、村外の住宅を求める件数も増加しているのも事実でございます。

そこで、村外流出に歯どめをかけるため、定住住宅用地として、今年度見渡地内へ全11区画の宅地造成工事を年内完成予定で進めているところであります。区画整理は終わりました。これから今度、測量に入ります。

まず、1つ目の今後の販売までの予定でございますが、宅地として販売するには分筆登記が必要となります。工事完了後、速やかに区画測量を行い、登記手続を開始しても、完了には2月末ごろまでの日数を要するものと思われまます。順調に手続が進んだとしても、3月から譲渡手続を開始することができればと考えております。

また、販売価格につきましては、子育て世帯の購入希望者に魅力を感じてもらえるような価格設定及び支援策を現在検討しているところでございます。いずれにしましても造成工事は年内に完了したということで、年明けからの先行予約も必要と考えております。年内には住民向けの全戸配布チラシや村外向けにホームページによるPRも考えていますので、ご理解と議員皆様方のPRのご協力もお願いするところであります。

2つ目の子育て支援の住宅建設でございますが、村としても今後の定住人口の増加を図る上で、有効な施策の一つであると考えております。現在、造成している分譲地の購入者を対象として、村民や移住者の子育て世帯の住宅建設の負担軽減につながる支援策の検討を進めております。

次に、空き家リフォーム支援策でございますが、空き家バンクへの登録件数もない状況でありますので、今後の登録状況などを考えながら必要に応じて、この検討も進めてまいりたいと思います。何かさっきの話ですと、この空き家バンクに登録1件あったそうです、東野のほうです。

次に、3つ目の村商工会からの要望書についてですが、昨年、提出されました過疎地域定住促進補助金の創設に係る要望書でございますが、定住促進補助金と廃屋建物の取り壊し補助金制度の創設においてであります。村としては、子育て世帯に対する住宅建設支援策を検討しております。2つ目の質問にお答えした子育て世帯の住宅建設支援策は、村の分譲地を購入して住宅を建設する場合が対象となりますので、村全体の公平性の観点から考えたとき、今後、全ての子育て世帯を対象とする住民支援ができないものかと考えているところでございます。厳しい財政状況の中で自主財源で行う、恐らくこの事業に対しては補助金はないと思います、自主財源で行う事業になります。ですが、精いっぱい皆さんと協力しながら、こういった新しい支援策を考えてまいりたいと思いますので、ご協力とご理解をお願い申し上げます、8番、関根議員の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 見渡の分譲住宅に関しては、さまざまな要望、それから住宅施策、子育て支援、定住促進ということで数々の要望が出されている中で村民の声をきちんと反映された一つの大がかりな施策とっております。実は、私はこの件に関しては、資料の請求等々は申ししておりませんでしたけれども、先ほど昼休みに、鮫川村住まい応援事業という、こういった案が出されて示されております。11区画、さらには新築をしようとする子育て支援の細かい施策、計画の応援策・支援策が示されておりますけれども、私は、この情報はきょう初めて知りましたし、これは高く評価をしております。今までの要望、商工会の政策提言を含めて、他町村の視察もあわせて提言したものが村の財源と見合わせて、子育て支援の施策として見事に網羅されているということで評価をさせていただきます。

先ほど村長が啐啄同時という言葉で、村民の方が何をお困りになっているのかと。そしてまた、何を要望されているのかということが、鶏のひよこがこつこつとたたいて、外から親がたたくということは、実は初めて聞き、きょうは勉強になりましたが、そういったものが反映されている施策だと思います。

そこで、再質問に入ります。

地代については、今検討中ということだと思います。新年度からは仮予約といいますか、仮申し込みを受け付けるということで、3月以降になると早くても譲渡できるのではないかという答弁でありました。

まず1つは、前の商工会の公営住宅の入居者の中にも数々出ているんですが、皆さんご心配なのは、日当たりはどうなんだということなんですね。南側のあの林、あれが日陰になって、あのままでは買う人いないべということ、この中に書いて、何人の方からも出ておまして、そういった周りの環境整備ですね。南側の林の整備あわせて、どのように今後お考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 南側の林は、なかなか理解のある人で、もしあそこが順調に販売完了したときには、あの裏側にも行くからなと、売ってくれるんだべなと言ったら、いや、村の言うこと聞かばいという話でありますから、大丈夫です。

ですが販売の状況に、今この条件で、私は日当たりは余りあそこはよくないですね。ですから、売る際に入居者にはその話はまだしないで、恐らく本当においしい話で、これ以上できない、例えば恐らく坪当たり1万2,000円は下回るような、今思い切った販売価格を検討

しております。そして、1万2,000円ですから、あそこは1区画、100坪で100万ぐらいの価格になります。

あと、もう一つはこれも案ではありますが、余り公表しないで、できれば私は全額、保証金として預かった金を返したらと、子育て支援策としてとお願いしたら、なかなか職員は、この財源は今こちらで考えておりますから、それはちょっと厳しいですということ。半額ぐらい、例えば1区画100万円ですと、50万ほどは20年後にはお返しするような形をとりたいなという思いでおります。

こういった支援策で今、村の器量では一番ベストかなという思いでおります。あとは、新築する場合にはこういった支援策もあります。早目にあと完売した暁には、早速、裏を、南側を購入しまして伐採し、あそこにも新たな分譲地をとという夢も一緒に描ければいいと思います。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 思っていたよりも非常に安価といたしますか、安い分譲価格だと思えますが、周りの条件が厳しくても1万台、さらには子育て支援でこれだけの支援策があれば、多分皆さん、買う方がすぐに満杯になるのかなという今感じがしておりますが。この年明けから仮予約をするということは、年内中にその要綱をほぼ、坪幾らで売ることか、それから、こういった子育て支援策も広報しなくてはならない。

実は今、この内容によっては隣町にうちを建てるか、実際もうはっきり言いますと、浅川町あたり1,700万ぐらいの総2階建ての二、三十坪のうちがもうどんどんと建ててあるんですよ、建て売りなんです。そこに移るかどうかという鮫川の方々が何人も実はいます。

しかしながら、ちょっと待っていてくれよと。ここが村で支援策をどこまで提示してくるのか、それは、よその村に行くのは待っていてと。そして、子供もいますから。公営住宅に入っている方もそういう方、何人もいます。アンケートによると22件が、これから新築したいという公営住宅の方なんです。29年の1年前は22件。その中で9件の方が村の中に建ててもいいと。さらには、8件の方がリフォーム、ハウスメーカーと村の業者のデザインによっては、あとは、敷地の状況によっては村の中に建ててもいいということなので、十数件の方が村内に建ててもいいと今思っている方がおります。

ですから、年内中に売り方と価格と、それから販売条件と、この支援策を表に出すためには、これは条例を制定しなくてはならないのかどうか。あと、議会の同意を得なくちゃならないのかどうか。強いて言うならば、もう臨時議会まで開いて、もう皆さんのご意見を聞い

て、これでいいかということを経て、もう、すぐに年明けに要綱をお示ししないと、3月以降に学校に上がる方とか、新年度移り住んだりすると、入学の手続をしなくてはならないという父兄が実際はいらっしゃるんですね。

ですから、そういう早急な議会の同意と条例をつくって議論をして、この内容でいいかどうか。皆様は、きょうこれ初めて見るものですから、多分ご意見もあろうかと思うんで、どうかそのような協議をした上で、条例制定をして販売に、なるべく完売に結びつく方法をとる必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 議員のおっしゃるとおりでありまして、私は、お正月に皆さん、家族団らんのときに、こういった話題を提供できるようにチラシをまけという話をしたんです。それには要綱でできるんですけども、この返金する、預かった土地代を返金するには、これは長い間かかりますから、条例を制定しなくてはならないと思います。条例の制定には、議会の開会が必要であります。ですから、この辺をどのように濁して、皆さんの興味を引き立てるかというのは職員の器量で、要綱だけで年内はやらせてもらいます。もし、そうでなくて条例までというときには、申しわけないんですけども、臨時議会ということでご理解いただければと思います。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） これ将来的な財政も当然、状況も勘案しなくてはならない状況であるし、また、皆さんの各議員のご意見、議員間討議ということもあろうかと思いますが、やっぱりお示しいただいたものを私ども共有して、そして承認をします。まして、各議員さんは地元に戻りますと、一体幾らで売るんだいと、どういうことなんだいと必ず聞かれますから。そういったことをこういうことで、こういう議論があって、議会でもう全員一致で決めたよということで、我々も今度売るほうに営業をしたいなと思いますので、ぜひとも臨時議会招集していただきながら、全員協議会を開いていただいて、ご意見いただいた後の臨時議会でもよろしいかと思いますが、ぜひそのような運びで、早急な手続を踏んだ販売戦略、そしてまた年内に間に合うように、時間はありませんけれどもお願いしたいなと思っております。さらに、そこを強くご期待をして、次の質問に移らせていただきます。

2番目でありまして、児童公園を核とした中心地の活性化についてであります。

本村の中心地のシンボル、舘山公園は年々花木も成長して、既に誇れる花木公園として村内外の来園者から大きく期待が寄せられております。恒例となったこども模擬議会での一般

質問でも、館山公園の利活用、そして児童公園の提言が多く出されております。

さらに、鮫川村総合戦略でも児童公園を核とした賑わいのあるコンパクトビレッジプロジェクトとして、若者、女性、子供と保護者で構成し、子供のにぎわいのある多目的公園広場基本構想検討委員会を設立するとしております。これらのプロジェクトに関しまして、現在の検討内容、もしおありであれば、お示し願いたいと思いますが、今後の策定手順についてお伺いをいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 関根政雄議員の2つ目の質問であります児童公園を核とした中心地の活性化についてのご質問にお答えを申し上げます。

平成27年度に策定されました鮫川村総合戦略は、第4次の鮫川村振興計画の理念のもとに、その実施計画としてこれを位置づけ、整合性を図っていくとし、具体的には振興計画の重点8項目を地方創生戦略が定めるまち・ひと・しごとの3つの分野に再編し、まち・ひと・しごとの分野ごとに目標を定め、平成27年度から31年度までの5年間を計画期間として取り組んでいるものであります。これらの計画を実現するための主要施策として13のプロジェクトを設置し、それぞれKPIを設置したところであります。

ご質問の児童公園を核とした賑わいのあるコンパクトビレッジプロジェクトでは、課題解決の取り組みとして、1つは、にぎわいの核となる公園整備、2つ目に、公園周辺の店舗等への誘致、3つ目に、公園から温泉施設、生涯学習機能などの面的整備、4つ目に、中心市街地活性化協議会の設立を挙げております。

館山公園は年々樹木も大きくなってきており、館山を中心とした湯ノ田温泉あたりまでの景観の整備も進められ、この周辺の眺望もよくなってきているところであります。周辺の店舗等についても徐々にではありますが、開店されております。子供のにぎわいのある多目的公園広場については、中心市街地活性化協議会を設立する中で、あわせて検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。この協議会も設立をしまして3回ほどの集まりを持ってきたところであります。

以上で、8番、関根政雄議員の2つ目の議員の質問のお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） この協議会は、既に3回開催されているということでもあります。手・まめ・館を中心としたということで、手・まめ・館そのものも既に25年、建物が経過してお

りまして、いずれ改築か新築かしなくてはならない状況であるし、その後、加工所、カフェができて、さらに新しくトイレも設置されたということで、手・まめ・館の周辺は子供たちが集まりやすい場所、また、マルシェという若い人たちが集まるようなイベントも、何年か前から開催されておりますけれども、ここに合わせた公園づくりということをしては、なかなか難しいのかなと思います。

公園は、まず一つは安全性、利便性ですね。それから、大事なのが安全性、さらには駐車場問題まで含めまして、本村の場合には、手・まめ・館の周辺が果たして、それだけの用地確保できるのかなという山間の状況もありますから、なかなか厳しいとは思われますが。まだまだ買収できていない用地、それから、これからお借りしなくてはならないのか、買収できるのかと、用地も周辺にあります、そういったことを含めて検討委員会の中で検討されているのかと思いますが、そういった経過、経緯につきまして、ある一定の公開性、公開をしながら、どこまでどのように話が進んでいるのか。

それと、一番は財政の幾ら一体お金がかかって、どの規模のものをつくるのかということが肝心だと思いますが、そういったことまで協議会の中でお話はされているのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今、この第3回の中心市街地活性化協議会は11月16日に開催されました。この中で、今ほど関根議員が話されましたあの場所でいいのかな、あの面積でいいのかなということが一番の私は課題であると思います。こういったことをいろいろ、30年か29年から議員の皆さんにもお諮りしました。道の駅構想で私は大げさにお話をしてしましまして、大変ひんしゅくをかった記憶もございます。

この辺を道の駅ではなくて、農産物加工所、あるいは直売所、あるいは駐車場、こういった思いで持っていったらどうかということ、お願いしているのが地域再生マネージャーの事業外部専門家派遣事業ということが、これは国の出先機関で、無償でこの相談員を送ってくれる事業であります。

先ほど、私はことしの6月に手を挙げさせてもらって要望活動に行ってきました。そのときに、全国で今2つの枠が残っているということで、その一つに6月、ですから当たったんですね。何、早速来てくれるかと思ったの、ばかなことに、1月の下旬だそうです。5人ほどで鮫川村に来て、市場調査をするそうです、3日ぐらい泊まって。ですから、1月の下旬に来て、手・まめ・館の販売状況とか、地域の人との交流がわかるのかと。そだの季節、悪い

など、鮫川に来て、手・まめ・館のにぎわいを見るならば、やっぱり夏だろうと思ったんですけれども、これもただの事業ですから。こういった人たちが想像で、では冬の人の流れはこうだけでも、夏はどうなんだというのは、こういう知識人ですから、大学の教授たちだそうですね、東京農業大学とか、そういった農業関係の先生が3人ほどいるそうですね。あとは、何か国の出先機関の2人とかと、5人ほどで来て、診断をしていただきます。

こういった人の意見を仰ぎながら、新たな構想を皆さんと共有して、この地域の中心地の活性化事業に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） その協議会に大変期待しております。学識経験者が入って、そして実は、過去にさまざまな構想がありましたけれども、地方創生で多額の支出をいたしました、国の100%補助金で、今回は無償ということでもありますけれども、短い期間でもやっぱり方向づけが決まれば、本村に見合った、身丈に合った部分での子供たちが本当に喜ぶ顔を、本当に笑顔が見たいという状況で、親子が遊ぶ姿を夢見ながら安全性、そしてまた、利便性を高めた土地の利活用、また、これからの手・まめ・館の改修に合わせて改修が必要であるかと思えます。

また、先日子ども園のお遊戯会に出させていただきましたが、本村、人口減少といいますがけれども、まさにあの若いお母さん、それから、子供たちがあれだけいるということには何か驚いていますし、あの子たちが本当に伸び伸びと親子で遊んで、さらには、村の特産品を自慢として、子供たちが大きくなったときに村を自慢できるような地域力を高めるためにも、そういった集まる場所とか居場所づくり、あと、さらには小さくてもいいから屋根がある子供の遊び場と、お母さん方、今非常に求めているそうですね。矢吹町にとてつもない施設がありますけれども、あれは震災復興特別のお金を使って、大変な施設がありますけれども、何かあそこまで遊びに行く本村の子供たちがいるという話を聞きましたが、そこまでは要りませんけれども。そういった屋内の遊び場、安心して子供を遊ばせておけるような施設もかみ合わせて、協議会のご協議に大変期待をしまして、2つの質問を終わらせていただきたいと思えます。

ご答弁、ありがとうございました。

○議長（星 一彌君） これで一般質問は終わります。

引き続き会議を進めます。

◎議案第87号～議案第94号の上程、説明

- 議長（星 一彌君） 日程第4、議案第87号 平成30年度鮫川村一般会計補正予算（第5号）から、日程第11、議案第94号 平成30年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの8議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、古舘甚子君。

〔議会事務局長朗読〕

- 議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

- 村長（大樂勝弘君） それでは、議案第87号から議案第94号までの8議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第87号 平成30年度鮫川村一般会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。議案書は1ページから4ページまで、歳入歳出補正予算事項別明細書の1ページ目をお開き願います。

補正前の予算額31億5,416万5,000円に対しまして、今回6,994万6,000円を増額し、補正後の予算総額を32億2,411万1,000円とするものであります。

歳入です。

事項別明細書で説明を申し上げます。2ページをお開きください。

9款1項1目1節地方交付税6,500万円は、平成30年度普通地方交付税額が決定したことによるものであります。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、3目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金461万6,000円の減額は、社会資本整備総合交付金事業の事業費の確定によるものであります。

3ページです。

14款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金188万2,000円は、市町村生活交通対策事業費補助金であります。

次、16款です。16款1項寄附金、1目総務費寄附金、1節地域振興寄附金101万円の増額は、ふるさとづくり寄附金で8月から11月までに寄附がありました11件分であります。

17款です。17款繰入金、2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金からの繰入金400

万円を増額は、分譲住宅地整備事業費及び道路維持事業費に充てるための購入繰入金であります。

同じく 5 目 1 節公有施設整備基金繰入金690万円は、地域の優良賃貸住宅整備の事業費及び農村公園整備事業費に充てるための基金からの繰入金であります。

4 ページをお開き願います。

19 款諸収入、5 項 1 目 1 節雑入の第一生命財団待機児童対策保育所等助成費91万1,000円の増額は、第一生命財団からのさめがわこどもセンターへの助成金であります。

20 款 1 項村債ですが、議案書は 4 ページです。議案書の 4 ページをお開き願います。

20 款 1 項 1 節村債です。

議案書の 4 ページ、第 2 表地方債の補正表をあわせてごらんください。

5 目 1 節公営住宅建設事業債は、当初530万円を計上していたものに対し、減額補正するものであります。

次に、事項別明細書 5 ページです。

歳出です。

2 款総務費です。2 款総務費、1 項総務管理費、5 目財産管理費、25 節積立金は、増額補正した地方交付税について財政調整基金、公有施設整備基金、教育施設整備基金に合わせまして 3 つの基金に 6,500 万を積み立て、あわせてふるさとづくり基金にふるさと寄附金 101 万円を積み立てするものであります。

同じく 6 目企画費、18 節備品購入費 70 万 8,000 円の増額は、ウィンドウズ 7 のパソコンを 2020 年問題へ対応するための更新機種に 2 台追加するものであります。

6 ページをお開き願います。

同じく 7 目地方振興費、19 節負担金です。7 目、19 節、一番上です。

19 節負担金、補助金及び交付金 36 万 8,000 円は、地方振興費補助金交付金要綱に基づき行政区が特別の事業を行うための補助金であります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、28 節繰出金 29 万 3,000 円は、国民健康保険特別会計事業勘定への繰出金であります。

7 ページです。

同じく 3 目後期高齢者医療事務費、28 節繰出金 22 万 7,000 円の減額は、後期高齢者医療特別会計への繰出金を減額するものであります。

同じく 4 目介護保険事務費、28 節繰出金 75 万 6,000 円も介護保険特別会計への繰出金の減

額であります。

同じく2項児童福祉費、4目保育費、11節需用費70万8,000円は、こどもセンター保育部の給食材料費の増額及び食品放射能の測定検査器の修繕料であります。

同じく18節です。備品購入費91万2,000円は、第一生命財団からの助成金により、情操教育用としてこどもセンターへ楽器、音響機器、教材等を購入するものであります。

8ページをお開きください。8ページ、4款衛生費です。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、28節300万円は、簡易水道事業特別会計への繰出金であります。300万円、簡易水道事業への特別会計への繰出金であります。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、15節工事請負費122万1,000円の増額は、遠ヶ竜の農村公園の橋の撤去、新設工事及び戸倉の農村公園の橋の、こちらは解体工事費であります。橋を解体して、新しく新設はないそうです。

同じく3目農業振興費、19節負担金、補助金及び交付金66万9,000円の増額は、実り豊かなふくしまの産地整備事業補助金により、西山飼料生産協議会に対しまして、マニュアルスプレッター購入費の3分の1を補助するものであります。

9ページです。

同じく2項林業費、1目林業総務費、13節委託料100万1,000円は、緑の文化財保全対策事業費補助金を活用して、これも西山二段田のひがん桜の保全業務を委託するものであります。

7款1項商工費、3目観光費、28節繰出金380万円の増額は、交流施設特別会計への繰出金であります。

8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路新設改良費、15節工事請負費450万円の減額は、村道江堀・那倉線ほか1路線舗装補修工事の事業費の確定による減額であります。

10ページをお開き願います。

同じく3項住宅地、3目定住対策費、15節工事請負費181万円は、分譲住宅地の県道取り付け部の横断用側溝設置工事費及びPR看板設置工事費の、公営分譲地の看板を設置する工事費であります。

9款消防費、1項消防費、3目水防費、19節負担金、補助金及び交付金69万5,000円の増額は、福島県の総合情報通信ネットワークシステム機器の更新及び防災事務連絡システム更新に伴う負担金であります。

次、10款の教育費、2項小学校費、1目学校管理費、11節需用費13万9,000円は、鮫川小学校の学校の遊具、校舎内の漏水修繕に要する経費であります。

11ページです。

同じく 2 目教育振興費、11 節需用費28万5,000円は、スクールバス 2 台分の修繕費であります。

同じく 3 項中学校費、1 目学校管理費、11 節需用費24万1,000円は、中学校体育館のライン塗装及び漏水修繕に要する経費であります。

同じく 2 目教育振興費、11 節需用費のうち修繕料23万3,000円は、スクールバス 1 台の修繕料であります。

同じく 4 項 1 目幼稚園費、11 節需用費69万3,000円は、こどもセンター幼稚部の給食材料費の増額補正であります。

次、12ページをお開き願います。

同じく 6 項保健体育費、2 目体育施設費、15 節工事請負費39万9,000円は、トレーニングセンタープールの循環ろ過装置入れかえ工事の内容変更に伴う増額分であります。

12 款 1 項公債費、1 目元金、23 節償還金、利子及び割引料27万6,000円ですが、これは臨時財政対策債の利率の見直しにより元利均等償還のため、利子額が下がった分、元金が上がったことにより増額するものであります。恐らく先のほうが縮まってくるんですね。そういったことで、何だ、これはと思ったんですけども、利息が下がったんだから、元金が増額になって、その分、償還期間が短くなるということであり、最終的には。

13 款 1 項 1 目予備費は、今回1,053万5,000円を減額補正し、補正後の予算額を3,678万2,000円とするものであります。

続いて、特別会計の補正予算の説明をさせていただきます。

特別会計は、議案第88号 平成30年度鮫川村国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

議案書は 5 ページ、6 ページです。歳入歳出の補正予算事項別明細書は16ページをお開き願います。

補正前の予算額 4 億7,637万3,000円に対しまして、今回29万3,000円を増額し、補正後の予算総額を 4 億7,666万6,000円とするものであります。

歳入です。

17ページをお開き願います。

5 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目 1 節一般会計繰入金29万3,000円は、一般管理費で事務費を増額するための繰入金です。

歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費で、人件費を増額補正するものであります。

次に、議案第89号 平成30年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）です。

議案書は7ページから8ページ、あわせて9ページの地方債の補正表もごらんください。

事項別明細書は20ページでご説明を申し上げます。

補正前の予算額1億1,121万8,000円に対しまして、今回76万5,000円を減額し、補正後の予算総額を1億1,045万3,000円とするものであります。

歳入です。

事項別明細書の21ページをお開き願います。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目1 節一般会計繰入金300万円は、起債同意額確定による起債額の減少分について繰り入れするものであります。

7 款1 項村債、1 目簡易水道事業債、2 目辺地対策事業債の減額補正ですが、これは起債協議による同意額決定による、確定による減額分であります。

歳出です。

22ページをお開きください。

2 款施設費、2 項1 節施設整備費、13 節委託料43万2,000円を減額し、15 節工事請負費で43万2,000円を増額するもので、寅卯平地区の配水工事変更に伴うものであります。

4 款2 項1 目予備費は、補正前の予算額193万4,000円に対しまして、77万4,000円を減額補正し、補正後の予算額を116万円とするものであります。

次に、議案第90号 平成30年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

議案書の10ページ、11ページ、事項別明細書は24ページをお開き願います。

補正前の予算額1,110万5,000円に対しまして予算総額の増減はありません。

25ページをお開き願います。

歳出です。

1 款総務費、1 項1 目村営バス事業費、11 節需用費10万7,000円は、村営バスの修繕料であります。

3 款1 項1 目予備費14万4,000円の減額は、村営バス事業費に要する経費に充当するものであります。

次に、議案第91号 平成30年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説

明を申し上げます。

議案書12ページ、13ページ、事項別明細書は26ページをお開き願います。

補正前の予算総額4億8,954万3,000円に対しまして予算総額の増減はありません。

歳入です。

事項別明細書は27ページをお開き願います。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、3目1節介護保険事業補助金75万6,000円を増額し、6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、4節事務費の繰入金において75万6,000円を減額するものであります。これは、当初補助金額が確定していなかったため、繰入金のみ計上していたものに対しまして、今回、国庫補助金分を予算に計上するものであります。

歳出です。

28ページをお開き願います。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、19節負担金、補助金及び交付金440万円を減額し、同じく4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、19節負担金、補助金及び交付金127万円を増額し、同じく6項特定入所者介護サービス等費、1目の特定入所者介護サービス費、19節負担金、補助金及び交付金313万円を増額補正するものですが、これは、居宅介護サービス利用対象者の減少が見込まれる中、高額介護サービス対象者及び特定入所者介護サービス対象者の、逆に、こちらは増加が見込まれるものであります。

次に、議案第92号 平成30年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

議案書は14ページ、15ページ、事項別明細書は30ページをお開き願います。

補正前の予算額1,746万8,000円に対しまして、今回259万1,000円を増額し、補正後の予算総額を2,005万9,000円とするものであります。

歳入です。

事項別明細書31ページをお開き願います。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目1節交流施設使用料150万円を減額し、2款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計の繰入金380万円を増額補正するものです。

歳出です。

32ページです。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費で7 節賃金、9 節旅費、12 節役務費で合わせまして340万8,000円を増額補正し、15 節工事費、工事の請負費です、18 節備品購入費合わせまして87万8,000円を減額するものであります。

次に、議案第93号 平成30年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

議案書の16ページ、17ページ、事項別明細書は33ページをお開き願います。

補正前の予算総額1億171万7,000円に対しまして、今回33万5,000円を増額し、補正後の予算総額を1億205万2,000円とするものであります。

歳入歳出です。

事項別明細書は34ページをお開き願います。

5 款県支出金、1 項県補助金、1 目農林水産業費県補助金、1 節農業費補助金33万5,000円を増額し、歳出において2 款1 項1 目給食費、11 節需用費で給食材料費33万5,000円を増額補正するものであります。これは、県の学校給食センター等産地消推進事業を活用するものであります。

次に、議案第94号 平成30年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

議案書の18ページ、19ページです。事項別明細書は35ページをお開き願います。

補正前の予算総額3,859万1,000円に対しまして、今回22万7,000円を減額し、補正後の予算総額を3,836万4,000円とするものであります。

歳入です。

事項別明細書36ページをお開き願います。

2 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、2 節保険基盤安定繰入金を22万7,000円減額し、歳出において2 款1 項1 目後期高齢者医療広域連合給付金、19 節負担金、補助金及び交付金22万7,000円を減額補正するものであります。これは、保険基盤安定負担金分が確定したことによる減額分であります。

以上で、議案第87号から94号までの8 議案の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

---

◎議案第95号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第12、議案第95号 福島県市町村総合事務組合規約の変更について

てを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、古舘甚子君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第95号 福島県市町村総合事務組合規約の変更についてのご説明を申し上げます。

議案書の20ページをお開き願います。

福島県市町村総合事務組合において、会計管理者について新たに条項を追加すること、事務局の設置及び職員に係る条項の移動、監査委員の人数及び任期並びに条項の移動をするため、地方自治法第286条第1項の規定により総合事務組合規約を変更するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第95号の提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

---

#### ◎議員派遣について

○議長（星 一彌君） 日程第13、議員の派遣についてを議題といたします。

本件は、鮫川村議会会議規則第122条の規定に基づき、東白川地方町村議会議長会主催の町村議会議員研修会に議員の派遣を決定しようとするものでございます。

お諮りします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。なお、この際、お諮りいたします。

ただいま議決いたしました議員の派遣について、諸般の事情により変更する場合には議長に一任を願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

---

◎散会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あすは両常任委員会合同の議案調査、13日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時12分）

第 6 回 定 例 村 議 会

( 第 2 号 )

## 平成30年第6回鮫川村議会定例会

### 議事日程(第2号)

平成30年12月13日(木曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第87号 平成30年度鮫川村一般会計補正予算(第5号)  
質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第88号 平成30年度鮫川村国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)  
質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第89号 平成30年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)  
質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第90号 平成30年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算(第2号)  
質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第91号 平成30年度鮫川村介護保険特別会計補正予算(第2号)  
質疑・討論・採決
- 日程第 6 議案第92号 平成30年度鮫川村交流施設特別会計補正予算(第2号)  
質疑・討論・採決
- 日程第 7 議案第93号 平成30年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算(第3号)  
質疑・討論・採決
- 日程第 8 議案第94号 平成30年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)  
質疑・討論・採決
- 日程第 9 議案第95号 福島県市町村総合事務組合規約の変更について  
質疑・討論・採決
- 日程第10 選挙第 1号 鮫川村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第11 議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（9名）

1番	遠藤貴人君	2番	堀川照夫君
3番	北條利雄君	5番	関根英也君
7番	前田雅秀君	8番	関根政雄君
9番	前田武久君	10番	宗田雅之君
11番	星一彌君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂勝弘君	副村長	白坂利幸君
教育長	奥貫洋君	総務課長	石井哲君
住民福祉課長	鏑木重正君	農林商工課 兼任農業 委員局長	渡邊敬君
地域整備課長	鈴木守弘君	教育課長	斉藤利己君

---

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	古舘甚子	書記	矢吹かおり
------	------	----	-------

---

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） ただいまの出席議員は9人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎議案第87号～議案第94号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第1、議案第87号 平成30年度鮫川村一般会計補正予算（第5号）から日程第8、議案第94号 平成30年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの8議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 議案第92号交流施設特別会計、歳入歳出補正予算事項別明細書によって質疑をいたしたいと思えます。

今回、手数料が150万円減の補正ということで、歳入のほうですね、それから歳出が補正増が257万円と、こういうふうに出ています。それで、380万円の繰り入れになっておりますけども、それらについて再三これは、「ほっとはうす」の運営に対しては村長に、それから執行体制の職員の方々に申し上げておるわけでございますが、当初予算では、前年を上回る予算編成をされておったと。昨年度は原発の補償費があった、ことしは見込みがないというようなことから、そういうふうな予算編成になったのかなというふうに考えておられます。

村長ご承知のとおり、前年度、交流施設運営悪化の場合には、閉鎖をするということを断言されておりました。それで、昨年はちょっと後半は上向いたような感がありましたが、今年度はごらんのとおりの状態でありまして、当然、村長もある程度いろんな考えがあろうかと思えます。それで、経営者も、経営者というかあそこの責任担当者というのを新たに設け

たと、当事者は、前回村長が就任時にもそれを雇用されて、健全運営を図るといったことではありましたが、途中、経営が順調にいかないということで、辞めてもらったという経緯がございます。今回、その方をまた新たに、立て直したいというようなことで、経営の位置に加えたわけですが、今年度はまさに、我々その状況を見ても、啞然とするような状況であると。

そうした中で、今回の補正400万円近い持ち出しというふうな、補正で加えればですね、結果になるわけですが、その担当責任者に対しての、自治体として、どういう運営方針を示されていたのか、その辺をお聞きしたいと思います。例えば、経理とか、経営方針とか、それから給料体制とか、そういうものをお聞きしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

○村長（大樂勝弘君） 9番、前田武久議員の、交流施設の補正案件であります。この金額に対しましては、400万円近い補正繰り入れに関しましては私も啞然としました。まず、経過を見ますと、今お話しされたとおり、当初は今の支配人で始まったわけです。私が村長になりまして、あの施設は鮫川村の施設ではありますが、あの地域にとりましての宝物である。なかなか今農業だけで容易でないそんな葉貫地区に対しまして、「ほっとはうす」は、あの地区の皆さんの頑張りのよりどころだという位置づけで私は考えておりました。そして、鮫川村にとりましても、都市との交流施設という名目でありますから、都市との交流施設、特に東京農大あたりの知識を鮫川村の農業に取り入れるには、あそこが玄関口として十分な役割を果たせる施設であろうと、私はこう考えておりました。

途中でこういった変更がありまして、私は特徴として「ほっとはうす」みたいな山荘は、「ほっとはうす」が好きじゃなくて支配人が好きだというリピーターが多くあって初めて経営が成り立つのではないかという思いでおりました。そのリピーターをふやすための支配人としては、当初選んだ支配人が1番適している、話術も上手だし、人をそらさない、そんな感じだと思っているし、地域のリーダーの感じであの人をお願いしました。ところが、やっぱり若かったせいか、いろいろと私的な仕事もたくさんあったようで、勤務中にいろいろ悪いわさも立ちましたし、地域をまとめるにはちょっと年齢的にもまだ未熟だったのかなという思いで、リピーターもふえない、地域の人にもなかなかなじめなかった、地域を押さえることができなかったということがありましたものですから、次の方を選びました。私は、あの方こそ、無口でリピーターの、山小屋の番人としてふさわしい人かなと思ったんですけ

ど、あの人はあの人の考えがあって、私の考えのような支配人にはなっていないだけなかったのも事実であります。

特に、町の人たちと田舎、地方の人たちでは景観の取り扱い方、感じ方が違うんですね。私は、屋敷周りは整然と雑草等ないのが普通の、きちっと整理整頓されている、そういった宿泊施設と思ったんですけど、お願いした支配人は、自然のまま、あるがままが都会の人たちは喜んでくれる、こういった雑草もやたらに、私らが考える雑草までもあぁいった町の人たちは宝物と位置づけているんですね。その辺で食い違いがありました。お掃除も余り上手なほうではなかったものですから、この辺で、ただ一生懸命やっていたことも事実でありました。リピーターも恐らく、あの支配人のために何人かはできたと思います。ですが、そちらの都合で、今回こういう形で、また元の支配人に戻したというのは、そろそろ年齢的にも落ち着いてきたかな、そして、やはり最終的にはあの「ほっとはうす」は、あの地区に私は戻したいなという思いであったものですから、地元の支配人ということで、今お願いしました。

今度の支配人は前回と違いまして、今回は、あの東日本大震災以来どうしても福島県は遠ざけられている、なかなかお客を「ほっとはうす」に向けるには容易でないことであったのも事実です。あと、前の支配人の整理で大変忙しく、皆さんもご承知かと思いますが整然とされたことは事実だと思います。そして、「ほっとはうす」のほうも、「体験館」のほうもいつでも人を迎えることができる清潔な環境にはなりました。これは私が思う清潔な環境であります。ですが、なかなかお客さんはつかないようではありますが。

あと、特に気になったのが、人件費の増加であります。この人件費はどのようにしてか途中で気づいたものですから注意したんですけど、なかなか支配人は費用対効果は、何回か指導しました。ですが、現場の方がなかなかその支配人の思いを、費用対効果の考えを取り入れてくれなかった。私は、30人、40人のお客さんは、1人でやっている個人のあぁいった施設ですと、1人でやっているんですね。それでも十分できるんですよ。それが、「ほっとはうす」は3人体制なんですね。この3人体制もなかなか大勢の、10人、20人以上の利用がありますと、とても1人、2人では賄い切れない、最低3人は必要だということで、臨時の人と位置づけたんですけど、リーダーになってくれる賄いの方が、どうしても3人体制で常に動かしたいという思いが強い方で、1人で責任を負わされるのは私は嫌だったのかなと、今反省しますと、そんな感じの人だったのですね。3人でお互いに、責任持ってお客さんに接しようと、私だけの責任でお客さんに接するのは嫌だ、お客さんを世話するのは嫌だというこ

との意識の強い方で、3分の1ずつ負担し合おうという考えで、費用を余りというか全く考えていない、もちろん使われている人ですから、そういったことでその辺は、計算はしないのは普通なんでしょうけれども、してくれなかったということで、支配人とは随分、今もぎくしゃくしている、いい関係ではないようです。

それで支配人もちょっと悩んでいましたが、余り1年契約でお願いした職員でありますから、これまたやむを得ないのかなという思いであります。ですが、人のいないときに、何で3人必要なのということは話しておきまして、これから先はそういったことは気をつけてくれると思いますが、どうしてもお客さんは、青生野の焼却炉の関係で、焼却炉の退去で2カ月ほど泊まり客があったんですね。月曜日から木曜日の夜までは泊まってくれるんです。ですが、土曜日は1人体制になるそうです。その1人泊まりになったときも3人で対応したんですね。まことにあきれてしまうような体制で接待をしていただいたということで、残念に思いますけど、こういったことで私も反省はしていますし、職員もこの数字を見てびっくりしたそうですが、なかなか人も集まらない中での3人体制ということで、その人たちにとってみればやはり最低月15万円ぐらいは稼がないと生活も容易でない。ですから職員にしてみると最低15万円ぐらいは支払ってやらなくちゃならないなという考えも恐らく心の底にはあったのではないかと思います。

そういったことで、残業手当、あるいは早出とか遅出とかそういうことになると、それ以上の金額になってしまって思わぬ出費がかさんできたということで、本当に申しわけないと思っております。この辺、人との交代時間、勤務体制をもうちょっと整理すれば、人件費も恐らく3分の1ぐらいは削減できると思っております。ただ、収入のほうの150万円の減額は、これは何としても、利用客が減ったということは、あの東日本大震災以来やむを得ないのかなという思いしております。

あと、あそこでもうちょっと、昼間に開いている時間に何か工夫ができたはずだという思いもありますが、この辺も指導不足で反省しているところであります。

こういったところで、どうぞ今回の補正案には、決して無駄では、税金の無駄遣いというより、頑張ってくれた職員の皆さんはただいたわけではないんですね。前任の支配人の方のどうしても掃除の行き届かなかった体験館のほうは、本当に汚れていたそうです。暇なときにはその辺のお掃除に当たっていたというお話も聞いています。そういったことで、今整然とされた、あと来年は、この3人体制は少し村の負担にはなり過ぎる、この辺のことはしっかり、あとまた違った方向も考えなくてはならないかなという思いでもおります。そういっ

たことで、今回の補正案件にはご賛同、ご理解いただけますようお願い申し上げます、お答えとさせていただきます。

9番、前田君。

○9番（前田武久君） とにかく、利用客が少ないことは前から予想されるわけですね。震災上がりだったし、まして利用客が少ないんだから、少ないなりの経営方針というのをちゃんと示さなくちゃならないですね。これは管理責任の問題ですよ。勤務される人は少しでも給料を多く取るという考えで来るんですし、支配人だってお客に対して接待優遇するというような気持ちでやるんですから、これは当然のことだし。ただ、監督というのは村でしょう。商工課のほうでやっていると思うんですけども、途中で気がついた時点でもって、ある程度、これは経営方針をちゃんと改めなさいというようなことを言わなくちゃならないですよ。監督責任ですよ、これ。

去年の倍以上の繰り出しをしていて、そうして売上が七十何万も、利用客の収入が七十何万も減っていつているんですよ。こんな経営はどんな企業だって、個人旅館業だって、やるはずないんですよ。これは全然責任感がないんですよ、執行部が。とんでもない話ですよ。それでまだ運営を、前に、昨年申した持続、とにかく懸命にどんなことしても存続を図ろうというような姿勢、これはまだまだ村長は持っていると思うのですが、余りにも村民の負担を強いているような状況が続けるということは、許されない問題だと思っんですけど、村長、どう考えていますか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、今ほど申し上げましたように、平成15年からの20年間の「ほっとはうす」あるいは「体験館」のほうのお掃除を1年間頑張ったということで、今整然とされたのは議員もご承知かと思います。いつ行っても今度は「体験館」のほうも、「ほっとはうす」のほうも整然とされてきました。こういったこと、ああいった施設を見るとまたその利用客が、農大あたり、大学生あたりは利用してもらえるのかなという思いもあります。ただ、今の勤務体系ではとても想像もできない費用負担になるわけです。この辺はしっかり来年度の経営は、もう少し皆さんと相談しながら、体制づくりもそうですし、あと経営なんかもそろそろ村から引き離してもいいのではないかという思いもあります。この辺、皆さんと相談しながら、次年度の経営等には考えていきたいと思っます。

以上です。

○議長（星 一彌君） ほか質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の討論を、発言を許します。

9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） まず、私は議案第92号に対して反対の立場から討論をいたします。

当初予算で昨年29年度より360万増の960万の繰り出し、それに加えて今回の補正を合わせると1,340万となる。反面、収入である利用料は前年度より72万7,000円も下回っている。交流施設決算状況から見ると841万8,971円の赤字で、それに今回の補正を加えると約1,220万の累積赤字となります。

財務事情はまことにお粗末。住民が過去、これは平成16年からでございますが、19年から特別会計になりまして、その前の3年間の数字が明らかになっておりません。そのために、おおよそであります約1億2,000万以上の赤字補填をしており、それにもかかわらず是正努力もなく、経営悪化の場合、昨年閉鎖をすると村長は断言したにもかかわらず、今回の補正、余りにも村民を軽視している。自立する村づくりではなく、自滅する村づくりを目指している。よって、議案92号 平成30年度鮫川村交流施設特別会計補正予算に対し、反対討論といたします。

良識ある同僚議員のご賛同賜りたくお願い申し上げます。

以上、討論終わります。

○議長（星 一彌君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番、宗田雅之君。

○10番（宗田雅之君） 原案に賛成の立場の議員として討論いたします。

「ほっとはうす・さめがわ」、今までのできるまでの経過、経営、これもこれから各事業を行う場合に大変必要なことであろうと思っております。そのためにも、今まで「ほっとはうす」ができた経過、経緯を全て検討し、今後の予定されている各施設の運営方法も検討し、未来志向の村づくりに生かすためにもこの予算を通して、全ての議員で検討していくためにも、今回のこの予算に対して、私は賛成の意見で討論させていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（星 一彌君） ほかに討論ありませんか。

[発言する人なし]

○議長（星 一彌君） これで討論は終わります。

これから議案第87号 平成30年度鮫川村一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第88号 平成30年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第89号 平成30年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第90号 平成30年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第91号 平成30年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第92号 平成30年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第93号 平成30年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第94号 平成30年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第95号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第9、議案第95号 福島県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第95号 福島県市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎選挙第1号 鮫川村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（星 一彌君） 日程第10、選挙第1号 鮫川村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、古舘甚子君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） ここで、人事案件でありますので、暫時休議いたします。

（午前10時32分）

---

○議長（星 一彌君） 休議前に引き続き会議を開きます。

（午前10時32分）

---

○議長（星 一彌君） お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

鮫川村選挙管理委員会委員には、大字赤坂東野字官代65番地、前田榮君、大字渡瀬字田尻213番地、蛭田昌一君、大字赤坂西野字大塩316番地、岡部啓一君、大字赤坂西野字塩倉50番地、矢吹俊次君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名した方を鮫川村選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご

異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した前田榮君、蛭田昌一君、岡部啓一君、矢吹俊次君、以上の方が鮫川村選挙管理委員会委員の当選人と決定いたしました。

次に、鮫川村選挙管理委員会補充員の指名を行います。

補充員は順位をつけ指名いたします。第1位、大字富田字前沼90番地、青戸禎美君、第2位、大字西山字沼野沢45番地、本郷長君、第3位、大字赤坂中野字真坂252番地、金澤一四君、第4位、大字青生野字世々麦170番地、金澤助右門君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました方を鮫川村選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した青戸禎美君、本郷長君、金澤一四君、金澤助右門君、以上の方が鮫川村選挙管理委員会補充員の当選人と決定いたしました。

---

#### ◎閉会中の継続審査申し出について

○議長（星 一彌君） 日程第11、議会閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長、関根政雄君から、次期議会の会期日程等に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

ただいま報告をいたしました申し出のとおり閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成30年第6回鮫川村議会定例会を閉じます。

ご苦労さまでした。

(午前10時38分)

上記会議次第は事務局長古舘甚子の記載したものであるが、  
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

平成30年12月13日

議 長 星 一 彌

署 名 議 員 前 田 武 久

署 名 議 員 宗 田 雅 之